

佐野市火葬場  
指定管理者 業務仕様書

令和7年7月  
佐野市市民生活部  
衛生施設室

## 内容

はじめに .....	1
1 趣旨 .....	1
2 火葬場の運営管理に関する基本的な考え方.....	1
3 施設の概要 .....	1
4 指定期間 .....	2
5 休場日 .....	2
6 開場時間 .....	2
7 法令等の遵守 .....	2
8 指定管理者が行なう業務.....	2
8-1 主要業務一覧.....	2
8-2 業務内容について.....	3
ア. 火葬に関する業務.....	3
イ. 火葬場内の施設の提供に関する業務.....	4
ウ. 霊柩自動車の運行業務.....	5
エ. 火葬場の利用の許可に関する業務.....	6
オ. 火葬場の施設及び付属設備の維持管理に関する業務.....	7
カ. その他の業務.....	9
9 業務の再委託の禁止.....	11
10 物品の取扱い .....	11
11 目的外使用の取扱い.....	11
12 運営管理経費及び会計.....	11
13 業務上の注意事項.....	12
14 個人情報の保護、守秘義務、情報公開の取扱い.....	13
15 業務の継続が困難になった場合の措置.....	13
16 指定期間終了後又は業務終了の際の手続き.....	13
17 疑義 .....	14

## 別 紙

- ・ 佐野斎場、葛生火葬場位置図・平面図
- ・ 設備点検・維持管理基準一式

## はじめに

佐野市火葬場（佐野斎場、葛生火葬場）（以下「火葬場」という。）において、佐野市（以下「市」という。）が指定する指定管理者が行なう業務内容とその範囲は、この仕様書に基づくものとする。

この仕様書は、火葬場の運営管理にあたり原則的な条件を記載したものであり、指定管理者は、この仕様書を踏まえて効率的かつ効果的な運営管理を行うものとする。

なお、本仕様書に関する内容については、募集要項の定めに基づくものとする。

## 1 趣旨

本仕様書は、佐野市火葬場条例（以下「条例」という。）に基づき、火葬場の指定管理者が行なう業務の内容および履行方法について定めることを目的とする。

## 2 火葬場の運営管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、次に掲げる項目に沿って火葬場の運営管理を行うものとする。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律その他関係法令等を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で運営管理を行うこと。
- (2) 利用者の心情に配慮し、サービスの提供に努めること。
- (3) 平等利用が確保されること。
- (4) 管理経費の縮減が図られること。
- (5) 事業計画に沿った運営管理を安定して行うこと。
- (6) 個人情報の適切な管理を行うこと。
- (7) 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- (8) 予め市長の承認を得た業務以外を再委託しないこと。

## 3 施設の概要

施設名称	佐野斎場	葛生火葬場
所在地	佐野市菰川町 578-1	佐野市あくど町 3330
建築構造	鉄筋コンクリート造一部 2 階建て	鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建て
延床面積	1,880.91 m <sup>2</sup>	368.07 m <sup>2</sup>
供用開始	平成元年 8 月	昭和 58 年 3 月
火葬炉施設	再燃炉付火葬炉 4 基・汚物炉 1 基 (㈱宮本工業所製)	再燃炉付火葬炉 3 基 (富士建設工業㈱製)
主な諸室	玄関ホール・炉前ホール・収骨室 2 室・待合室 4 室・特別ホール・特別ホール控室・待合ホール・売店・給湯室・事務室・トイレ・バリアフリー	玄関ホール・炉前ホール・待合室 2 室・待合ホール・給湯室・事務室・トイレ・バリアフリー

付 属 設 備	合併浄化槽 220 人槽	単独浄化槽 20 人槽
	マイクロバス型霊柩自動車 4 台	

#### 4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

#### 5 休場日

1 月 1 日、1 月 2 日及び友引の日、その他市長の承認を得た日

#### 6 開場時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認め、市の承認を得た場合は、臨時に変更することができる。

#### 7 法令等の遵守

指定施設の管理運営にあたっては、関係法令及び佐野市条例等を遵守しなければならない。なお、指定管理期間中、関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

#### 8 指定管理者が行なう業務

##### 8-1 主要業務一覧

主 要 業 務	業 務 の 内 訳
ア. 火葬に関する業務	(ア) 事前準備業務 (イ) 炉前業務 (ウ) 火葬業務 (エ) 収骨・分骨業務 (オ) 火葬済証明書・分骨証明書発行業務 (カ) 残骨灰管理処分業務
イ. 火葬場内の施設の提供に関する業務	(ア) 特別ホール利用受付業務（佐野斎場のみ） (イ) 霊安室利用受付業務（佐野斎場のみ） (ウ) 施設利用案内業務 (エ) 給湯室の管理業務
ウ. 霊柩自動車の運行に関する業務	(ア) 一般貨物自動車運送事業に係る事業許可申請・報告業務 (イ) 霊柩自動車の運行管理業務 (ウ) 霊柩運送業務 (エ) 霊柩自動車の車両管理業務

エ. 火葬場の利用の許可に関する業務	(ア) 火葬予約受付業務 (イ) 火葬場利用許可申請書の受付、許可書発行業務 (ウ) 火葬停止又は施設の一部利用停止に関する連絡業務 (エ) 火葬場利用料金徴収業務
オ. 火葬場の施設及び付属設備の維持管理に関する業務	(ア) 施設及び構内の清掃業務 (イ) 植栽管理業務 (ウ) 発生ごみの処分業務 (エ) 火葬設備維持管理業務 (オ) 法令に基づく点検業務 (カ) 建物・設備等の点検、保守業務 (キ) 小規模修繕業務 (ク) 機械警備業務 (ケ) 構内安全確保業務
カ. その他の業務	(ア) 庶務業務 (イ) 事業報告業務 (ウ) 利用者及び地元住民等に対する対応業務 (エ) 緊急時の施設利用者保護業務 (オ) 保険加入業務 (カ) 災害等緊急対応業務 (キ) 関係団体加入業務 (ク) 市長が特別に必要と認めた業務

## 8-2 業務内容について

指定施設の運営管理にあたり、総務部門、火葬場管理部門、霊柩自動車運行部門に、次のとおり適宜人員を配置すること。

総務部門	責任者、庶務担当、会計経理担当等
火葬場管理部門	責任者（総括責任者、副責任者）、受付担当、火葬担当、清掃担当等
霊柩自動車運行部門	運行管理責任者、整備管理者、運転手等

職員（臨時職員等を含む）の勤務形態等については、労働基準法・労働安全衛生法・その他労働関係法令を遵守し、運営管理に支障のないように配置する。

指定管理者が共同事業体である場合、人員配置と組織の指揮命令系統などに整合性を図れるように配慮する。

また、火葬場には防火管理者、危険物取扱者の資格を有する者、霊柩自動車運行部門には運行管理者の資格を有する者を配置する。

### ア. 火葬に関する業務

#### ① 事前準備業務

責任者又は火葬担当者は、火葬燃料（灯油）、台車保護材及び抹香、ロウソクなど、火葬に必要な消耗品等の在庫を管理し、必要に応じで補充すること。

火葬業務開始前に、すべての火葬炉の着火確認、火葬設備の動作状況を確認し、火葬が支障なく遂行できるようにすること。

火葬場予約システム（以下「予約システム」という。）内の火葬受付台帳を基に表札板へ死亡者名を記入し、火葬時に炉前に掲示すること。

## ② 炉前業務

火葬担当者は、霊柩自動車から柩台車に柩を乗せ換え、会葬者と共に告別ホールへ誘導すること。その際、柩の取扱いには十分注意し、会葬者に礼節を尽くすこと。

告別終了後、遺族立会いのもと柩を火葬炉に入炉し、火葬炉化粧扉を施錠後、鍵を遺族に渡すこと。

## ③ 火葬業務

火葬担当者は、炉前作業者の確認を得て火葬炉を運転すること。火葬炉は適切な運転を行うこと。火葬終了時間の予測を責任者に連絡すること。

## ④ 収骨・分骨業務

火葬担当者は、火葬終了後、遺族代表立会いのもと収骨の準備を行うこと。

収骨の準備が整ったら、収骨室（葛生火葬場では炉前ホール）で、会葬者に対し収骨の作業について説明を行い、収骨の補助を行うこと。

利用者が分骨を希望する場合は、分骨作業を補助すること。

収骨が終了したら会葬者を玄関ホールに誘導すること。

## ⑤ 火葬済証明書・分骨証明書発行業務

責任者は、火葬許可証に火葬を実施した日時、火葬場名、指定管理者名を明記し、指定管理者の社判を押印して「火葬済証明書」とし、利用者に返還すること。（墓地、埋葬等に関する法律施行規則第8条）

分骨を希望される利用者に対しては、火葬前に分骨証明の手続きを行い、火葬後、分骨証明書を発行すること。分骨証明書には火葬許可証と同様に、火葬実施日時、火葬場名、指定管理者名を明記し、指定管理者の社判を押印すること。

分骨証明書の書式は指定管理者が作成し、市の承認を得ること。

## ⑥ 残骨灰管理処分業務

指定管理者は、残骨灰を遺骨同様に丁寧に取扱い、適正に一時保管し、適正な方法で処分すること。外部委託する場合は、別紙1「火葬炉残骨灰処理基準」によること。

※指定管理期間内に残骨灰の取扱い方法を変更する場合もある。

## イ. 火葬場内の施設の提供に関する業務

### ① 特別ホール利用受付業務（佐野斎場のみ）

責任者又は受付担当者は、特別ホール使用について、事前に利用者又は代理人（葬祭業者等）と打合せを行い、使用する物品の確認や施設設備の汚損棄損の無いように指導すること。特別ホールは午後5時以降（通夜式）の利用は出来ないので注意すること。

② 霊安室利用受付業務（佐野斎場のみ）

責任者又は受付担当者は、霊安室利用について柩の受入搬出時に立ち会うものとし、受入については休場日も対応すること。

③ 施設利用案内業務

責任者は、火葬場の待合室、給湯室、トイレ、バリアフリートイレ、その他の施設について、その場所、利用方法等について案内をすること。

④ 給湯室の管理業務

責任者は、給湯室内のポット、茶器、コップ、食器布巾、台拭き等の常備品を常に清潔に保ち、常備個数を確認し、不足や欠け等を発見した場合は、補充、交換をすること。

ウ．霊柩自動車の運行業務

① 一般貨物自動車運送事業に係る事業許可申請・報告業務

指定管理者は、指定管理業務開始までに一般貨物自動車運送事業（霊柩運送）の事業許可を取得すること。

主たる事務所は、原則、佐野斎場内事務室とする。なお、営業所・車庫・休憩所は、佐野斎場、葛生火葬場に設置すること。これ以外に設ける場合は佐野市内に設置することとし、場所は指定管理者に一任する。

霊柩自動車は市所有の霊柩自動車は無償貸与する。

営業所、車庫、休憩室として使用する佐野斎場、葛生火葬場の施設・敷地は無償貸与する。

運行範囲は、佐野市域とすること。

栃木運輸支局に対する一般貨物自動車運送事業に係る報告業務等を実施すること。

② 霊柩自動車の運行管理業務

指定管理者は、霊柩運送の全般を管理させるため、運行管理責任者を届出営業所ごとに選任すること。

運行管理責任者は、予約システム内の火葬受付台帳や運行管理規程に基づき、乗務計画の作成、運転手の乗務前点呼・乗務後点呼の実施、運転手の安全教育その他運行管理に必要な業務を行うこと。

③ 霊柩運送業務

指定管理者は、運行範囲内において柩・焼骨及びその付添人の輸送を行うこと。

④ 霊柩自動車の車両管理業務

指定管理者は、霊柩自動車の整備管理を行わせるため、営業所ごとに整備管理者を選任し、栃木運輸支局に選任届を提出すること。

整備管理者は、整備管理規程を作成し、乗務前日常点検の実施、整備工場での定期点検修繕・車両検査の実施、日常の車両清掃、車両関係消耗品の補給保管などを管理すること。

整備工場での点検は毎月1回実施し、不具合を発見した場合は、放置して事故を発生させることのないよう至急対応すること。修繕費は1件あたり50万円以下の修繕とす

る。ただし、修繕費が1件あたり50万円を超える場合でも、緊急性を考慮し市と指定管理者が協議のうえ実施する。

霊柩自動車のタイヤは、夏タイヤ、冬タイヤの履替えを適切に行い、事故防止に努めること。また、別紙16「タイヤ等消耗品交換予定表」に従いタイヤの入替を実施すること。ただし、交換予定年度前にタイヤの劣化・損傷が認められた場合は、速やかに入替を行うこと。

## エ. 火葬場の利用の許可に関する業務

### ① 火葬予約受付業務

火葬場の火葬予約として導入している予約システムを運用し、管理を行うこと。ただし、予約システム用パソコンの更新、プログラムの改修、運用機器のOSサポート終了に伴う更新、切り替え、運用にかかる経費（インターネット回線使用料含む）等の一切の費用は、指定管理者の負担とする。

責任者は、火葬予定及び霊柩自動車送迎予定を、インターネットに接続した予約システムより確認すること。予約システム記入内容に不備を認めた場合は、市窓口や葬祭業者・利用者等に確認をとること。

責任者は、火葬予定を火葬担当者に、霊柩運送予定を運行管理責任者に伝達し、業務の遂行に支障のないようにすること。

葬祭業者等からの予約システムへの登録・登録内容変更の場合、受付操作をすること。

予約システム：(株)ビジネステック 茨城県ひたちなか市高場531-7

TEL029(202)0005 FAX029(202)0105

※佐野斎場・葛生火葬場ともPC及びスマートフォンにて、  
24時間予約状況の確認、受付可能。(主に葬祭業者利用)

### ② 火葬場利用許可申請書の受付、許可書発行業務

責任者又は受付担当者は、火葬場利用者が持参する火葬許可証又は改葬許可証（以下「火葬許可証」という。）及び火葬場利用許可申請書（以下「申請書」という。）を受取り、予約システム内の火葬受付台帳と記載内容に違いが無いか確認すること。

利用者に利用内容を確認し、変更がなければ火葬場利用許可書（以下「許可書」という。）を発行すること。利用内容に変更が生じた場合は、申請書を修正し、許可書を発行すること。

火葬許可証を確認せずに火葬を実行してはならない。ただし、身体の一部の場合は医師の証明書にこれを替える。

### ③ 火葬の停止又は施設の一部利用停止に関する連絡業務

責任者は、火葬炉及び火葬場の付属設備等の修繕工事等により、火葬の停止又は施設の一部利用停止の必要が生じたときは、市に報告後、市窓口、管内葬儀業者に対して通知し、予約システム内のお知らせ覧に掲載すること。

### ④ 火葬場利用料金徴収業務

責任者又は受付担当者は、許可書を発行すると同時に、規定の火葬場利用料金を利用者から徴収すること。

火葬場利用料金は条例の定める範囲で指定管理者が決定し、事務所に掲示すること。

#### オ. 火葬場の施設及び付属設備の維持管理に関する業務

##### ① 施設及び構内の清掃業務

指定管理者は、利用者が快適に火葬場を利用できるように、常に施設内を清潔かつ衛生的に保つように日常清掃及び定期清掃、衛生消耗品の補充などを適切に行うこと。実施すべき日常清掃及び定期清掃の内容は、

別紙 5 「佐野斎場日常清掃基準表」

別紙 6 「佐野斎場定期清掃基準表」

別紙 7 「葛生火葬場日常清掃基準表」

別紙 8 「葛生火葬場定期清掃基準表」によること。

##### ② 植栽管理業務

指定管理者は、火葬場構内の美観を常に保ち、植栽を適正に管理するために必要な作業を行うこと。実施すべき植栽管理業務の内容は、

別紙 5 「佐野斎場日常清掃基準表」

別紙 7 「葛生火葬場日常清掃基準表」によること。

##### ③ 発生ごみの処分業務

指定管理者は、火葬場で発生するごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ等）を適法に、適正に処理すること。

指定管理者は市の一般廃棄物処理施設に直接持込むか、市の一般廃棄物収集運搬業の許可を得た業者に、収集運搬を委託すること。

市の一般ごみ処理施設に持込む場合は、ごみの分別及び持込めるごみの確認を行うこと。持込みごみはすべて有料となる。

##### ④ 火葬設備維持管理業務

指定管理者は、火葬炉設備定期点検整備を実施すること。内容は

別紙 2 「佐野斎場火葬炉設備定期点検基準」、

別紙 3 「葛生火葬場火葬炉設備定期点検基準」によること。

定期点検整備の結果等を踏まえて、今後必要と思われる火葬炉設備の修繕工事計画を市に提言すること。市が実施する火葬設備修繕工事等については立会いを行うこと。

指定管理者は、火葬炉排ガス類測定・残骨灰有害金属測定を実施すること。内容は別紙 4 「火葬炉排ガス等測定基準」によること。

##### ⑤ 法令に基づく点検業務

指定管理者は、関係法令等に基づく以下の業務、点検、清掃、測定等を実施すること。点検業務の結果を踏まえ、今後、実施すべき修繕工事計画等について市に提言を行うこと。

a. 自家用電気工作物の保安業務（佐野斎場のみ）を行うこと。内容は

別紙9「佐野斎場自家用電気工作物保安基準」及び  
別紙9－(1)「自家用電気工作物点検項目」によること。

b. 危険物保安業務を行うこと。

有資格者を佐野斎場・葛生火葬場に配置し、佐野消防署に届出をすること。  
危険物(灯油)の受入、保管設備(地下タンク、サービスタンク、配管等)の保安  
業務に当たらせること。地下タンク貯蔵施設の法定点検は、  
別紙10「地下タンク漏洩点検基準」によること。

c. 消防設備点検を行うこと。内容は

別紙11「佐野斎場消防設備定期点検基準」及び  
別紙12「葛生火葬場消防設備定期点検基準」によること。  
消火器は別紙16「タイヤ等消耗品交換予定表」に従い、使用期限ごとに交換作業  
を行うこと。

d. 浄化槽点検及び清掃を行うこと。内容は

別紙13「火葬場浄化槽維持管理基準」によること。

⑥ 建物・設備等の点検保守業務

指定管理者は、以下の点検、保守業務を実施すること。

点検業務の結果を踏まえ、今後、実施すべき修繕工事計画等について市に提言を行う  
こと。市が行なう修繕工事等については立会いを行うこと。

a. 建築基準法第12条に基づく定期点検を実施すること。建物概要は募集要項等を参照  
すること。このほか、建物・設備等の目視点検を定期的を実施すること。内容は、  
別紙19「施設定期点検基準」によること。

b. 佐野斎場の空調衛生設備の点検を実施すること。内容は

別紙14「佐野斎場空調・衛生設備点検基準」及び  
別紙14－(1)「佐野斎場空調・衛生設備一覧表」によること。

c. 自動ドアの保守点検を行うこと。内容は

別紙15「自動ドア定期点検基準」によること。

⑦ 小規模修繕業務

指定管理者は、(ア)法令に基づく点検業務、(カ)建物・設備等の点検保守業務の結果、  
又は、不具合を発見した場合は、放置して事故を発生させることのないよう、至急対応  
すること。修繕費は1件あたり50万円以下の修繕とする。ただし、修繕費が1件あた  
り50万円を超える場合でも、緊急性を考慮し市と指定管理者が協議のうえ実施する。

⑧ 機械警備業務

指定管理者は、機械警備装置により、休業日及び休業時間の警備を実施すること。

警備業務の内容は

別紙17「佐野斎場機械警備基準」

別紙18「葛生火葬場機械警備基準」による。

⑨ 施設及び敷地内の安全確保業務

指定管理者は、施設及び敷地内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪および火災等の災害の発生を警戒・防止し、利用者の安全を守るため必要な措置を講じるとともに施設・財産の保全を図ること。

建物、付属物、付属設備又は器具等の滅失、毀損又は汚損を発見したときは、直ちに市へ連絡し、対応を協議するとともに、被害の概況および程度、被害の原因その他必要事項を速やかに市に報告すること。

降雪時は車両及び歩行者の安全を確保するため、除雪等必要な業務を行うこと。

#### カ. その他の業務

##### ① 庶務業務

指定管理者は、指定管理業務を実施するために必要な以下の業務を行うこと。

- a. 職員の労務・教育・福利厚生管理業務
- b. 再委託業務契約事務、物品等購入事務、備品・消耗品類の管理、支払事務等、管理の業務に係るすべての事務。但し、佐野斎場駐車場用地賃貸借に関する事務は除く。
- c. 火葬場の利用案内（パンフ等）を作成し、市受付窓口に配布すること。様式は指定管理者が作成し、事前に市の承認を得ること。
- d. その他、運営管理業務に必要な帳票類を作成すること。

##### ② 次年度事業計画書の提出

業務仕様書を満たす次年度事業計画書を作成し、管理を予定している年度の開始1カ月前までに市に提出しなければならない。

##### ③ 事業報告書等の作成業務

###### (1) 事業報告書

指定管理者は毎年度終了後2月以内に事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。主な内容は次のとおりとする。

- ・業務収支決算書
- ・業務実施報告書
- ・利用状況報告書（月別）
- ・利用料金収入明細書（月別）
- ・修繕・保守点検実施状況
- ・自主事業の年間利用実績
- ・利用者アンケート結果
- ・備品台帳及び異動報告書
- ・指定管理者の団体本体の財務諸表及び納税証明証（当該年度分）
- ・その他市が運営状況の確認に必要であると認めた書類

###### (2) 事業月報

指定管理者は佐野斎場、葛生火葬場ごとの内訳を記載した事業月報を作成し、市に提出しなければならない。主な内容は次のとおりとする。なお、様式は指定管理者が作成し、事前に市の承認を得ること。

- ・月別火葬状況報告（翌月10日までに）
- ・月間利用料金収納報告書（翌月10日までに）
- ・月間支出状況報告書（光熱水費、消耗品費、燃料費、修繕費、委託費の支出状況）  
（翌月末までに）

④ 問い合わせや事故等の対応

指定管理者は、以下の対応を行うこと。

- a. 指定管理状況に関する問合せ等への対応
  - ・本市以外の行政機関及び団体からの指定管理状況に関する問合せについては、事前に市に報告し、承認を得てから回答を行うこと。
- b. 指定管理業務上発生した事故に関する報告
  - ・指定管理業務の遂行上発生した事故について、その瑕疵を問わず直ちに市に報告すること。報告は口頭による速報と、文書による報告書とする。
- c. その他市長が必要と認めたもの。

⑤ 利用者及び地元住民等に対する対応業務

指定管理者は、火葬場利用に関する利用者の意見、要望等を把握するために必要な業務を行うこと。

- a. 利用者に対するアンケートの実施及び結果の報告
- b. 利用者、地元住民等からの苦情処理及び報告
- c. 地元町会との連絡会への参加・説明及び会議資料作成

⑥ 緊急時の施設利用者保護業務

指定管理者は、緊急時の利用者保護を目的として以下の項目を実施すること。

- a. 応急医薬品を常備すること。
- b. 自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を常に安全に使用できる状態に保つため、別紙16「タイヤ等消耗品交換予定表」に従い消耗部品を交換し、定期的に点検すること。
- c. 職員にAED操作を含めた普通救命講習などを受講させること。
- d. 防火管理者を佐野斎場、葛生火葬場に配置し、佐野消防署に届出ること。
- e. 防火管理者は避難訓練、消防訓練、通報訓練を年1回以上実施すること。
- f. 災害時対応マニュアルを作成し職員を教育すること。

⑦ 保険加入業務

- a. 利用者の事故等に対応するため、総合的な補償を内容とする保険に加入すること。
- b. 霊柩自動車に自賠償保険の他、対人対物搭乗者（利用者）車両を対象とする任意保険に加入すること。補償額は、対人搭乗者は無制限、対物1億以上、車両は相当額とすること。

⑧ 災害等緊急対応業務

- a. 地震・台風等の自然災害発生時に火葬場施設および設備の被害状況を確認し、直ちに市に報告すること。

- b. 火葬場敷地内で大規模な被害や、利用者に危険が及ぶような損傷が発見された場合には、市と協議・連携のうえ応急処置を行うこと。
- c. 新型インフルエンザ等の感染症発生時は従業員及び利用者の感染予防策を講じること。可能な限り火葬炉を稼働させるよう、緊急的な職員体制を整えること。

⑨ 市長が特別に必要と認めた業務

震災その他広域災害発生時は、市長の指示により、栃木県広域火葬応援体制等による広域火葬業務に協力すること。

## 9 業務の再委託の禁止

指定管理者は本業務の全部又は主要業務の内、ア. 火葬場の利用の許可に関する業務。イ. 火葬場内の施設の提供に関する業務。ウ. 火葬に関する業務。エ. 霊柩自動車の運行に関する業務。カ. その他の業務を、第三者に再委託することはできない。但し、オ. 火葬場の施設及び付属設備の維持管理に関する業務については、予め市長の承認を得た業務について、再委託できるものとする。なお、一括しての再委託はできない。

### 10 物品の取扱い

指定管理開始時に火葬場に保管された消耗品等については、適正に在庫管理を行い、補充・保管をすること。また、付帯する備品については、指定管理業務を遂行することを目的に無償で貸与するものとする。指定期間中に指定管理料を用いて調達した備品や図書資料等については市の所有に属するものとし、貸与された備品と同様に良好に管理及び保守点検を行い、指定期間終了後は市に残置等するものとする。

指定管理者が持込む物品については、一覧表を作成し予め市の承認を得ること。また個別に表示を設け、市所有の物品との判別を容易にすること。

#### 11 目的外使用の取扱い

指定管理者は、当該施設を目的外に使用することはできない。但し、市長の承認を得た場合はこの限りではない。

### 12 運営管理経費及び会計

#### (1) 指定管理料

市は、会計年度ごとに各年度の予算の範囲内において、指定管理料を指定管理者に支払う。支払額、支払回数、支払時期及び支払方法は、年度協定書で定めるものとする。

指定施設の運営管理上必要な経費については次に掲げる例外を除き、市が支払う指定管理料に全て含まれるものとする。

指定管理料に含まれない経費（市が負担する経費）は、

- ・ 施設、設備等の修繕に要する費用のうち1件50万円を超えるもの
- ・ 建物の火災保険料

- ・駐車場用地借上料
- ・佐野斎場売店の運営管理費

(2) 会計年度

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(3) 利用料金の取扱い

条例に定める施設等の利用料金については、指定管理者の収入とする。

(4) 自主事業などの収益の取扱い

指定施設の設置目的に基づき、指定管理者が提案し、市が審査により認めた事業の収入は指定管理者の収入とする。ただし、自主事業と指定管理料の会計は一緒にせず、区分して管理すること。

(5) 経理規定・帳簿など

指定管理者は、指定施設の運営にあたり、経理規定を作成し経理事務を行い、帳簿を備えて収入支出の額を明らかにするとともに、その帳簿及び収入支出内容を証する書類を業務終了年度から5年間保管しなければならない。

指定管理者は、管理業務に係る歳入歳出を明らかにするために特別会計を設け、指定管理者自体の口座とは別の口座で管理する。

(6) 立入検査

市は必要に応じて、施設、設備、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができることとし、指定管理者はこれを拒んではならない。

### 1.3 業務上の注意事項

- (1) 火葬業務をはじめとする各業務の重要性を十分に認識し、法令、条例その他関係法規を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、適正な業務遂行に努める。
- (2) 利用者の心情に配慮し、火葬場にふさわしいサービスを利用者に提供する。
- (3) 公平な運営を行い、特定の団体又は個人等に有利あるいは不利になる運営をしてはならない。また、宗教上の中立性を保つ。
- (4) 業務中は職務に専念するとともに、服装、言動等に注意し、利用者又は第三者に不快の念を与えない。
- (5) 業務遂行にあたっては正当な利用料を除き、利用者又は第三者に対し金品を要求、受領してはならない。
- (6) 業務遂行時の事故や利用者、第三者による加害が発生したとき、あるいは発生が予見できるときは、適切な対応を行うとともに直ちに市へ報告し指示を得る。
- (7) 緊急対策及び防災対策等についてマニュアルを作成し、職員の指導を行う。
- (8) 職員に対して業務の実施に際して必要な研修を計画的に行う。
- (9) 利用者及び周辺住民等の意見苦情等に対して誠実に対応する。
- (10) 指定管理者は、施設設備を改造する等、現状を変更してはならない。ただし、必要がある場合は市と協議して決定する。

- (11) 指定管理者は、故意又は過失により施設及び設備を損傷し、又は、滅失した時は、原状復帰又は損害賠償の責めを負う。
- (12) 指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 1 4 個人情報保護、守秘義務、情報公開の取扱い

### (1) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、指定施設の管理運営において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

### (2) 守秘義務

指定管理者は、指定施設の管理運営業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定管理業務の終了後も同様とする。

### (3) 情報公開

指定管理者は、佐野市情報公開条例の趣旨に則り、指定施設の管理運営を行うにあたり、作成又は取得した文書、図面及び電磁的記録等で指定管理者が管理するものについて、情報公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 1 5 業務の継続が困難になった場合の措置

### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに負うべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市長は指定管理者の指定を取り消すものとする。

この場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

### (2) 不可抗力等による場合

不可抗力等、市、指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議する。

協議の結果、事業の継続が困難と判断した場合には市長は指定管理者の指定を取り消すことができる。

## 1 6 指定期間終了後又は業務終了の際の手続き

指定管理者は、指定管理業務の終了にあたり、次の業務を行う。

### (1) 募集要項等の作成の協力

次期指定管理者の募集要項等の作成にあたり、市の要請に応じて、事業実績の取り

まとめや、備品台帳の作成など必要な業務を行う。

(2) 次期指定管理者への引継ぎ

次期指定管理者に業務引継ぎを行うため、管理する文書の整理、業務引継書の作成などを行う。通常、最終年の1月には次期指定管理者の指定が行われるため、円滑な業務移行ができるよう、十分な期間の確保に努める。

(3) 施設の原状回復、文書の引渡等

指定管理者の持ち込んだ物品の撤去など、施設の原状回復を行うとともに、文書や物品の引渡を行う。

(4) その他必要な業務

次期指定管理者（候補を含む）の視察の受け入れや、業務委託の打ち合わせ等、必要な業務を行う。

## 17 疑義

指定管理者は、この仕様書に定めがない事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、決定する。

## 火葬炉残骨灰処理基準

1. 指定管理者が火葬炉残骨灰を外部に処理委託する場合は以下による。

- (1) 残骨灰の引き渡しを行うときは、礼節をもって丁重に取り扱うこと。
- (2) 残骨灰の搬送中、飛散することのないように十分指導すること。
- (3) 搬送した残骨灰は、環境衛生上支障のないよう処理すること。なお、処理方法については「墓地、埋葬等に関する法律」の精神に鑑み適正に行なうこと。
- (4) 中間処理施設、最終処分方法等を明確に提示すること。
- (5) 工場等における処理工程で生ずる残骨については、合祀等適切に処理すること。  
また、作業工程で生ずる処理残灰の最終処理は適切な処理を行い環境汚染等の防止に努めること。

※ 残骨灰の有償売り払いは認めないものとする。ただし、指定管理期間内に残骨灰の取扱い方法を変更する場合があります。

2. 提出書類

- ・ 残骨灰の引渡し、最終処分に係る経過が確認出来る書類（マニフェスト等）
- ・ 引き取り状況の分かる写真

## 佐野斎場火葬炉設備定期点検基準

### 1. 火葬炉の仕様

宮本工業所製      大型炉 4 基  
 〃                    汚物炉 1 基

### 2. 業務内容

◎定期点検：以下に挙げる機器等の点検整備を年 1 回以上実施する。

#### 点検機器名称及び点検項目

分類	No.	名 称	点検項目
A 火葬炉	1	断熱扉及び開閉装置の状態	ア. キャスタブルの脱落 イ. モートルブロックの動作 ウ. 扉塗装の剥離 エ. その他
	2	炉内台車の消耗度	ア. 耐火物のクラック及び剥離 イ. 金枠の歪み及び焼きべり ウ. 動き及びクリアランス エ. その他
	3	炉内煉瓦の状態	ア. 天井アーチ部の損傷 イ. 側壁部の損傷 ウ. N型煉瓦の損傷 エ. 投入口廻りの損傷 オ. その他
	4	その他の付属部品の状態	ア. サイトホール部の損傷 イ. 火葬炉バーナの傾動動作 ウ. 点検口の損傷 エ. その他
B 再燃炉	1	炉内煉瓦の状態	ア. 天井アーチ部の損傷 イ. 側壁部の損傷 ウ. 絞り部の損傷 エ. その他
	2	その他付属部品の状態	ア. マンホール部の損傷 イ. その他
C 排気装置	1	共通煙道の状態	ア. 内部煉瓦の損傷 イ. 灰の堆積状態 ウ. その他
	2	煙道ダクトの状態	ア. 内部の損傷 イ. 保温の損傷 ウ. その他
	3	排気筒の状態	ア. 排気筒内部の損傷 イ. 防雨カバーの汚れ及び損傷 ウ. その他
	4	排気ファンの状態	ア. インペラーの点検 イ. 回転状態の点検 ウ. 振動又は異音 エ. ファンベルトの点検 オ. その他
D 燃焼装置	1	チルチング式オイルバーナー	ア. コンバスターの消耗 イ. フレーム状態 ウ. オイル流量チェック エ. その他
	2	再燃炉サイレントバーナー	ア. 空燃比の割合 イ. リンケージの動き及び接続 ウ. オイル流量チェック エ. その他
	3	ターボプロア	ア. フィルターの目詰まり

D 燃焼装置		イ. 回転状態及び電流値の確認 ウ. その他		
	4	風圧レギュレーター	ア. 動作チェック イ. その他	
	5	オイルポンプ	ア. 回転チェック イ. 吐き出し圧のチェック ウ. 油漏れチェック エ. その他	
	6	オイルストレーナー	ア. ストレーナー内部の点検 イ. その他	
	7	オイルリリーフバルブ	ア. 弁の動作チェック イ. その他	
	8	オイル流量計	ア. 積算及び瞬間の流量チェック イ. その他	
	9	油圧調節弁（減圧弁）	ア. 油漏れ及び作動圧力のチェック イ. その他	
	10	オイルレギュレーティングコック	ア. 流量チェック イ. 油漏れチェック ウ. その他	
	11	オイルフィルター	ア. 油漏れチェック イ. その他	
	12	エアーフレキ	ア. エアー漏れチェック イ. その他	
	13	オイルフレキ	ア. 油漏れチェック イ. その他	
	14	その他燃焼機器		
	E 電気制御機器	1	制御盤（各動力盤、現場盤）	ア. 流量計の設定及び負荷 イ. サーマル設定のチェック ウ. ランプテスト エ. その他
		2	再燃焼温度指示調節計 （コントロールモータ含む）	ア. 自動制御チェック イ. 熱電対の損傷 ウ. その他
3		排ガス温度指示調節計 （コントロールモータ含む）	ア. 自動制御チェック イ. 熱電対の損傷 ウ. その他	
4		炉内指示調節計	ア. 自動制御チェック イ. その他	
5		炉内発信器	ア. 自動制御チェック イ. その他	
6		炎監視装置（ウルトラビジョン、	ア. 失火警報テスト イ. その他	
7		オイル電磁弁	ア. 動作チェック イ. 熱・うなり等 ウ. その他	
8		各圧力スイッチ	ア. 作動チェック イ. その他	
9		微圧計、圧力計	ア. 正常圧チェック イ. その他	
10		その他計装機器		
F 付属部品	1	電動キャリア台車	ア. 移送状況のチェック イ. バッテリーのチェック ウ. その他	
	2	残灰処理設備	ア. ルーツブロア消耗品の交換 イ. ルーツブロア内部SUSコーティング ウ. ルーツブロア分解点検 （ケーシング、サイドカバー、オイル、ロータ、ロータ軸、タイミングギア、ベアリングホルダ、プーリ） エ. ロータ軸ベアリング嵌合部測定	

F 付 属 部 品 及 び 特 殊 付 帯 設 備		オ. ロータ軸オイルシール接触面摩耗チェック カ. クリアランス測定 キ. ルーツ圧力・振動・異音・電流値の確認 ク. パルスコントロールタイマー盤の確認 ケ. 差圧計の確認 コ. 電磁弁パイロットバルブの確認 サ. 電磁弁ダイヤフラムバルブの確認 シ. 集塵機ろ布の確認 ス. リテーナ及びクランプ確認 セ. チューブシートベンチュリーの確認 ソ. 缶体ケーシングの確認 サ. その他	
	3	オイル地下タンク	ア. 油漏れチェック イ. 残量メーターチェック ウ. その他
	4	化粧扉	ア. 建具のチェック イ. 扉廻りチェック ウ. 懸架装置のチェック エ. 駆動装置のチェック オ. 制御装置のチェック カ. スイッチ作動確認 キ. 総合動作チェック ク. その他
	5	化粧前室	ア. 化粧板等の損傷 イ. その他
	6	台車駆動装置	ア. 運転状況のチェック イ. 異音等のチェック ウ. その他
	7	地震感知装置	ア. 作動チェック イ. その他
	8	テレビモニター装置	ア. 作動チェック イ. その他
	9	その他	

### 3. 点検基準

#### (1) 適用範囲

本基準書は、基本的内容について定めるものです。本基準書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な設備、消耗部品の交換等、点検上当然必要と思われるものについては、原則として指定管理者の責任において実施すること。また、点検中に発見された不具合については佐野市と協議のうえ補修を実施すること。

#### (2) 材料及び機器

使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品であり、且つ新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会規格（JEC）、日本電気工業会標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

### 4. 提出書類

- ・ 点検結果の報告書 1部
- ・ 点検内容が分かる写真 1部

## 葛生火葬場火葬炉設備定期点検基準

### 1. 火葬炉の仕様

富士建設工業製 標準炉 2 基 (セラミック炉)  
大型炉 1 基 (耐火レンガ炉)  
燃料 白灯油

### 2. 業務の内容

◎定期点検：次に挙げる機器の点検整備を年に 1 回以上実施する。

#### (1) 主燃焼炉

- ・炉内内部の状態 (外観及び性能点検)  
(点検用耐熱ガラス・床・レール・内部レンガ及び耐火物)
- ・燃焼状態の確認 (機能点検・作動チェック)  
(炎の状態・異音及び振動のチェック・圧力計・ギヤポンプ等)
- ・主燃バーナ (機能点検・作動チェック)  
(点火棒・カップリング・ノズル・ファン・レジューサー・コーンの状態)
- ・その他付属品 (機能点検・作動チェック)  
(電磁弁・フレームアイ・ダンパー・シリンダー・フレキホース・ストレナ・トランス・端子箱・配線等)

#### (2) チャンバー室

- ・室内内部の状態 (外観及び性能点検)  
(壁・天井アーチ・床・出口煙道)

#### (3) 再燃焼炉

- ・炉内内部の状態 (外観及び性能点検)
- ・温度センサー (機能点検・作動チェック)
- ・燃焼状態の確認 (機能点検・作動チェック)  
(炎の状態・異音及び振動のチェック・圧力計・ギヤポンプ等)
- ・再燃バーナ (機能点検・作動チェック)  
(点火棒・カップリング・ノズル・ファン・レジューサー・コーンの状態)
- ・その他付属品 (機能点検・作動チェック)  
(電磁弁・フレームアイ・フレキホース・ストレナ・トランス・端子箱・配線等)

#### (4) 炉前自動扉

- ・自動扉設備 (外観及び作動チェック)

#### (5) 耐火台車

- ・台車の消耗度 (機器・作動チェック)

#### (6) 断熱扉

- ・扉本体のチェック (扉の状態・耐火材・ロックの確認・リミットスイッチ動作確認)

#### (7) チェーンブロック

- ・本体及びチェーン (機器・作動チェック)

- (8) 排気筒（外観及び性能点検）  
（ケーシング・内部耐火材・拡散装置・雨仕舞いの状態）
- (9) 電気制御機器
- ・火葬炉操作盤  
（各表示ランプ・マグネットスイッチ・リレー・タイマー・ブレーカー・シーケンサー・プロテクトリレー・温度指示調節計・炉圧指示計・各操作スイッチ・警報ブザー・配線及び端子）
  - ・動力盤  
（各表示ランプ・マグネットスイッチ・リレー・タイマー・ブレーカー・温度指示調節計・圧力指示計・各操作スイッチ・警報ブザー・配線及び端子）
- (10) 特殊付帯設備
- ・地下タンク（油漏れ及び残量メータ動作チェック・水混入検査）  
（スラブ・通気管・引火防止網・プロテクター・マンホール・液面計・注入口・計量口・内部配管・掲示板等）
  - ・サービスタンク（油漏れ及び残量メータ動作チェック）  
（通気管・引火防止網・タンク本体・フロートスイッチ・各バルブ・各配管・フレキチューブ・ストレーナ等）
  - ・オイルポンプ（機器・作動チェック）  
（ポンプ本体の状態・電流及び圧力計・ストレーナ・配管及び弁等）

### 3. 点検基準

#### (1) 適用範囲

本基準書は、基本的内容について定めるものです。本基準書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な設備、消耗部品の交換等、点検上当然必要と思われるものについては、原則として指定管理者の責任において実施すること。

また、点検中に発見された不具合については佐野市と協議のうえ補修を実施すること。

#### (2) 材料及び機器

使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品であり、且つ新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会規格（JEC）、日本電気工業会標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

### 4. 提出書類

- ・点検結果の報告書 1部
- ・点検内容が分かる写真 1部

## 火葬炉排ガス等測定基準

関係法令に基づき、年1回、佐野斎場・葛生火葬場の火葬実施時における排ガス及びばいじんのダイオキシン類濃度測定を行い、その結果について報告すること。また、残骨灰中の六価クロムの溶出量及び含有量、総クロム量を分析し、報告すること。

- ダイオキシン類測定 《排ガス》・・・1検体  
《残骨灰》・・・1検体
- 六価クロム化合物測定 《残骨灰》・・・溶出量1検体、含有量1検体
- 総クロム量 《残骨灰》・・・含有量1検体

### 1. 測定分析方法

火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策検討会）及びダイオキシン類対策特別措置法、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法に準ずる方法によること。ただし、1回の火葬時間等に限りがあるので火葬開始から終了までを測定とする。六価クロム等については、環告第19号に準ずること。

### 2. 測定場所

佐野斎場内排気筒

測定孔 高さ約2.5m 測定煙道断面積0.49m<sup>2</sup> (H700mm×W700mm)

葛生火葬場内排気筒

測定孔 高さ地上から約7m（屋根上勾配あり測定煙道断面積 Φ580mm）

### 3. 提出書類

各測定完了時に以下の書類を提出する。

- ・ 検査結果の報告書（データ表等含む） 1部
- ・ 記録写真 1部
- ・ 分析データ資料 1部

## 佐野齋場日常清掃基準表

## 1. 建物

清掃箇所	床材等	面積	内容	備考
車寄せ、歩廊	御影石、磁器質タイル	201.9m <sup>2</sup>	掃き掃除、ごみ拾い	
玄関ホール 収骨ホール	御影石	190.4m <sup>2</sup>	掃除機清掃、掃き掃除	
告別ホール (炉前ホール)	〃	211.3m <sup>2</sup>	〃	
待合ホール	カーペットタイル	275.0m <sup>2</sup>	掃除機清掃	
	テーブル、椅子、照明器具		テーブルは拭掃除、椅子及び照明器具は埃除去	
待合室	カーペットタイル	77.3m <sup>2</sup>	掃除機清掃	建具、壁はモップ、ハタキ等による埃除去
	畳	59畳	〃	
	座卓、テーブル、洗面台		拭き掃除	
濡縁	桧材	40.4m <sup>2</sup>	水拭き掃除	
特別ホール	カーペットタイル	97.3m <sup>2</sup>	掃除機清掃、ごみ拾い	祭壇
	縁甲板	15.5m <sup>2</sup>	掃除機清掃、掃き掃除	
	椅子	100脚	拭き掃除	
特別ホール控室	畳	31畳	掃除機清掃	僧侶控室含む
	カーペットタイル	4.6m <sup>2</sup>	〃	
	縁甲板	3.9m <sup>2</sup>	掃き掃除、拭き掃除	
	座卓		拭き清掃	
特別ホールロビー、受付	磁器質タイル	39.1m <sup>2</sup>	掃除機清掃、掃き掃除	
トイレ	磁器質タイル等	37.9m <sup>2</sup>	床部、便器、洗面台の洗剤等による洗浄	液体石鹼、トイレットペーパーの補充
身障者用トイレ	〃	8.9m <sup>2</sup>	〃	〃
湯沸し室	塩ビシート	10.6m <sup>2</sup>	掃除機、掃き掃除、モップ清掃	布巾の交換、漂白除菌する。

清掃箇所	床材等	面積	内容	備考
事務室	塩ビ系タイル	29.4 m <sup>2</sup>	〃	
控室1, 2	〃	14.7 m <sup>2</sup>	〃	
階段室	〃	1.7 m <sup>2</sup>	〃	
売店	〃	4.0 m <sup>2</sup>	〃	
制御室 (作業員事務室)	塩ビ系タイル	16.3 m <sup>2</sup>	掃除機、掃き掃除、モップ清掃	
霊安室	〃	12.0 m <sup>2</sup>	掃除機、掃き掃除、モップ清掃	
作業員休憩室	塩ビシート	11.3 m <sup>2</sup>	掃除機、掃き掃除、モップ清掃 流し台清掃	
	畳	6畳		
扉・サッシュ類	ガラス・ステンレス	395.3 m <sup>2</sup>	乾拭き、湿り拭き	汚れが酷いときは洗剤を使用
光庭	植栽	49.7 m <sup>2</sup>	除草、植栽への散水	適時
喫煙所			灰皿清掃、ごみ拾い	

#### 清掃作業上の留意事項

- (1) 備考欄に特記がある場合を除き、清掃は営業日ごとに実施すること。
- (2) 清掃基準表に記載の無い細部の事項についても、誠意をもって行うこと。
- (3) ガソリン、ベンジン等の引火性の危険物は使用せず、火気には充分注意するとともに衛生面に留意すること。
- (4) 電力、水道の使用にあたっては、極力節減に努めること。

## 2. 外構

- ・掃き掃除 : 玄関正面アプローチ及び正面駐車場を中心に毎営業日実施すること。

## 佐野斎場定期清掃基準表

## 1. 建物

項目 種別	清掃の内容	実施回数 ／年
塩ビタイル 長尺塩ビシート	・専用洗剤で床磨き機でこすり洗いし、洗剤分が残らないよう良く水洗いし、床が乾いたらワックス(床維持剤)を添付し、完全に乾かして2回目の塗布を行う。 3回目も同じく塗布する。	4回
御影石本磨き	・汚れを落としたのち専用ワックスを塗布する。	2回
磁器質タイル貼	・専用洗剤および薬品類による洗浄後、水洗いする。	2回
カーペットタイル (ジュタン貼り)	・シャンプークリーニングおよびシミ取り等の清掃	4回
畳	・洗剤で汚れシミ等拭き取り、その後湿り拭き、空拭き等で清掃する。	2回
縁甲板、床板、祭壇濡れ縁	・ほこりゴミ等を除き、専用ワックスを掛ける。	4回
椅子 ソファ型	・椅子の表面を専用洗剤を用いてハンドポリッシャー等で洗浄を行い、リンス処理後バキュームで吸入し十分に乾燥させる。	1回
ガラス清掃	・玄関その他のドアー類、光庭、池、トップライト(玄関待合ホール)のガラス、ガラス窓等のスクイジークリーニングをする。	4回

## 清 掃 面 積

材 質・室 名	面 積 m <sup>2</sup>	材 質・室 名	面 積 m <sup>2</sup>
(塩ビ系タイル)		(縁甲板等)	
霊安室	12.0	縁甲板	11.3
作業員事務室	16.3	床板	2.9
売店	4.0	棚板	10.0
事務室	29.4	祭壇	15.5
控室	14.7	濡縁	40.4
階段室	1.7	計	80.1
計	78.1	(ガラス)	
(カーペットタイル・絨毯貼)		滝	46.8
待合ホール	250.3	待合ホール北	42.0
待合室1-5洋室	70.4	玄関自動ドア	45.0
特別ホール	97.30	特別ホール玄関自動ドア	36.0
特別ホール控室踏込	4.60	光庭	70.0
計	422.60	待合室1-5号、特別ホール控室	155.5
		玄関ホールトップライト	12.8
(長尺塩ビシート)		計	408.1
作業員休憩室、脱衣室	9.0	(磁器質タイル)	
湯沸室・廊下	26.8	収骨室1・2	82.7
計	35.8	収骨前室	33.0
(御影石、本磨き、ジェットバーナー仕上)		車寄せ・歩廊	171.0
玄関・収骨ホール	190.5	トイレ	22.4
告別ホール	211.3	身障者トイレ等	13.3
玄関ホール隔壁	23.1	計	322.4
ロビー・受付	66.9	畳90帖(床の間分4帖を含む)	149.0
計	491.7	計	149.0
		(椅子・ソファー型)	
		待合室及び待合ホール	28台

## 2. 外構植栽整備

- ・屋根の雨樋 : 定期的に落葉等を清掃し、水溜りを作らないこと。  
落葉よけの金網がずれていないか確認すること。
- ・ルーフドレン : 定期的に清掃し、水溜りを作らないこと。
- ・雑草の除去 : 適時実施すること、美観を損なわないこと。  
除草剤の使用はインターロッキング部、舗装部のみ使用可とする。  
それ以外は機械刈りまたは手むしりとする。
- ・害虫の消毒 : 発生を確認した時点で実施すること。
- ・植込の選定 : 開花終了後適時実施すること。年1回以上実施すること。
- ・立木の剪定 : 年1回以上実施すること。美観を損なわないこと。  
県道沿い駐車場外灯の妨げにならない様注意すること。

## 葛生火葬場日常清掃基準表

## 1. 建物

清掃箇所	床材等	面積	内容	備考
玄関・廊下	人造石研出し	57.7 m <sup>2</sup>	掃き掃除・モップ掛け	
待合ロビー 風除室	カーペットタイル	62.0 m <sup>2</sup>	掃除機清掃	
和室	畳	28畳	掃除機清掃 掃き掃除	建具は ハタキ掛け
湯沸室	ビニールシート	4.0 m <sup>2</sup>	掃き掃除 モップ掛け	食器拭用布巾を定期的 に交換し、漂白除 菌する
男女トイレ	タイル	19.4 m <sup>2</sup>	床部、便器、洗面 台の洗剤等洗浄 液体石鹼、トイレット ペーパーの補充	
身障者用トイレ	ビニールシート	5.6 m <sup>2</sup>	〃	
炉前ホール	人造石研出し	67.0 m <sup>2</sup>	掃き掃除・モップ掛け	
事務室	ビニールシート	12.4 m <sup>2</sup>	〃	
作業員控室	〃	11.6 m <sup>2</sup>	〃	
機械室	コンクリート	11.6 m <sup>2</sup>	掃き掃除	
炉室	〃	67.0 m <sup>2</sup>	掃き掃除	
窓ガラス・ガラス戸		100.1 m <sup>2</sup>	乾拭き、湿り拭き	1階部のみ 汚れの酷いときは 洗剤を使用
ステンレスドア			〃	

## 清掃作業上の留意事項

- (1) 備考欄に特記がある場合を除き、清掃は営業日ごとに実施すること。
- (2) 清掃基準表に記載の無い細部の事項についても、誠意をもって行うこと。
- (3) ガソリン、ベンジン等の引火性の危険物は使用せず、火気には充分注意するとともに衛生面に留意すること。
- (4) 電力、水道の使用にあたっては、極力節減に努めること。

## 2. 外構

掃き掃除 : 玄関正面アプローチ及び正面駐車場を中心に毎営業日実施すること。

## 葛生火葬場定期清掃基準表

## 1. 建物

項目 種別	清掃の内容	実施回数
床面	・床洗浄をし、汚れを落としたのちワックスを塗布する。	4回
カーペット (ジョイント貼り)	・シャンプークリーニングおよびシミ取り等の清掃	4回
畳	・洗剤で汚れシミ等拭き取り、その後湿り拭き、空拭き等で清掃する。	4回
ガラス清掃	・玄関、待合ロビーその他のドア類、ガラス、ガラス窓等のスクイジークリーニングをする。	4回
炉前ホール 壁面清掃	・炉前ホール壁面の粉塵等の清掃をする。	2回

## ○清掃箇所及び清掃面積

- ・床面ワックス（炉前ホール、玄関、廊下 約115㎡）  
年4回（基本的に6月、9月、12月、3月）
- ・カーペットクリーニング（事務所、控室、待合ロビー、風除室 約80㎡）  
年4回（基本的に6月、9月、12月、3月）
- ・ガラス清掃（玄関、廊下、待合ロビー、待合室、その他窓類 約55㎡）  
年4回（基本的に6月、9月、12月、3月）
- ・畳清掃（待合室 約46㎡）  
年4回（基本的に6月、9月、12月、3月）
- ・炉前ホール壁面清掃（約45㎡）  
年2回（基本的に9月、3月）

## 2. 外構植栽整備

- ・ルーフドレン：定期的に清掃し、水溜りを作らないこと。
- ・雑草の除去：適時実施すること、美観を損なわないこと。  
除草剤の使用は、舗装部、仮設駐車場のみ使用可とする。  
それ以外は機械刈りまたは手むしりとする。
- ・害虫の消毒：発生を確認した時点で実施すること。
- ・植込の選定：開花終了後適時実施すること。年1回以上実施すること。
- ・立木の剪定：適時実施すること。年1回以上実施し、美観を損なわないこと。

## 佐野齋場自家用電気工作物点検項目

月次点検及び年次点検

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	
				A	B
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる器等 区分開閉線 引込線  (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
		区分開閉器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作特性試験			
	断路器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○※1	○
	遮断器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○
電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
避雷器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
母線	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
配電回路	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
	保護継電器動作試験		○	○	
	保護継電器動作特性試験			○	
	計器校正試験			○	
	制御回路試験		○	○	
受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○	
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		○※2	○	
配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
	絶縁油の点検・試験			○	
配電設備	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○

接 地 装 置		外 観 点 検	○	○	○
		接 地 抵 抗 点 検		○※2	○
電 気 工 作 物		点 検 方 法	月 次 点 検	年 次 点 検	
				A	B
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 付 動 装 機 置 属 裝 置	外 観 点 検	○	○	○
		始 動 試 験	○※3	○※3	○※3
		機 関 保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
	発 励 接 磁 地 装 装 置 接 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 点 検		○※2	○
	遮 開 配 制 御 断 閉 電 装 器 器 盤 置 御 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○
		制 御 回 路 試 験		○	○
そ の 他 は 受 電 設 備 に 準 ず る					
蓄 電 池 設 備	本 体	外 観 点 検	○	○	○
		液 量 点 検	○	○	○
		電 圧 ・ 比 重 測 定		○	○
		液 温 測 定		○	○
	充 付 接 電 属 地 装 装 置 接 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
電 気 使 用 場 所 の 設 備	電 動 機 類 、 電 熱 装 置 機 置 機 置 具 器 置 電 機 氣 溶 接 装 器 器 置 照 明 配 線 の 他 の 機 器 装 置 配 線 の 他 の 機 器 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 点 検		○※2	○
		漏 洩 電 流 測 定		○	○
		絶 縁 監 視		常 時	

- 注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。  
(2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施しないことがあります。  
(3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。  
(4) ※3を付した項目は、電気主任技術者が実施するほか、電気主任技術者の指導を受けて指定管理者担当者が必要に応じて実施するものとします。  
(5) 「漏洩電流測定」は、高圧受電設備の変圧器のB種設置工事の設置線において測定します。  
(6) 「絶縁監視」とは、変圧器のB種接地工事の接地線に絶縁監視装置を取付け、低圧電路の絶縁状態を監視することをいいます。  
(7) 変圧器の2次側より最初の主開閉器電源側までの電路と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

#### 臨時点検

- (1) 次に掲げる電気工事については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行います。
- ① 高圧機材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
  - ② 受電用遮断器(電力ヒューズを含みます)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
  - ③ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- (2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行います。

## 佐野斎場自家用電気工作物保安基準

1. 受電設備の概要	設備容量	175キロボルトアンペア
	受電電圧	6,600ボルト
	非常用予備発電装置	
		定格容量90キロボルトアンペア 定格電圧200V

### 2. 業務の内容

#### (1) 定期点検

詳細については別紙9－(1)自家用電気工作物点検項目のとおりとする。

##### ①月次点検

月次点検は、主として運転中の施設の外観点検・測定試験を隔月行う。(ただし、絶縁監視装置を設置しない場合は毎月行う。)

##### ②年次点検(例年4月に実施)

年次点検Aは毎年1回、年次点検Bは3年に1回とし、年次点検内容は、主として全停電を行い、施設の運転を停止し点検及び測定・清掃、高圧ケーブルの水トリー試験を年1回行う。点検日については火葬の無い友引の日とすること。また、年次点検の清掃業務については下記の事項に留意すること。

- a. 停電に際しては、事前に負荷の状態を把握する事。
- b. 受電室、キュービクル内のほこり、砂、泥等を除去する事。
- c. 母線、遮断機、碍子、端子盤等に付着したほこりを除去するとともに変圧器、開閉器等の外面の汚れを拭き落とす事。
- d. 受、配電盤の表面、刃型開閉器接触部分等は乾いた布等で十分清掃する事。
- e. 高圧側の絶縁抵抗測定を実施する事。
- f. 業務終了後は、設備について接続部の脱落、緩み等の点検を行う事。
- g. 復電後は、負荷の状態に異常がないか確認する事。

#### (2) 臨時点検

臨時点検は、異常が発生した場合及び発生する恐れがある場合など、必要に応じて行うこと。

#### (3) 監視装置による監視

基本的には絶縁監視装置による監視、異常が発報した場合は、その都度、確認すること。

### 3. 立入り検査

電気事業法第107条第3項に規定する立入り検査の立会いについては、その都度、保安業務従事者等が立ち会うこと。

#### 4. 関係法規の遵守

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

#### 5. 報告書の作成、提出

月次点検、年次点検の報告書を作成し、提出すること。

#### 6. 経済産業局への申請、提出

経済産業局への申請が必要な場合は、速やかに主任技術者承認申請書ならびに保安規定届出書を作成し、所轄経済産業局長に提出し承認を得るものとする。

なお、申請、届出に係る費用は、この指定管理料に含むものとする。

#### 7. 絶縁監視装置の設置

設備に異常が発生した場合に直ちに対応できるよう絶縁監視装置を設置すること。このとき、設置工事に要する費用及び保守費用は、原則としてこの指定管理料に含むものとする。ただし、毎月の月次点検を実施する場合は設置しなくてもよい。

#### 8. 損害賠償

業務の実施に際し、指定管理者の責に帰すべき事由により、建造物、機器、第三者等に損害を与えた場合は、直ちに現状復帰又はその損害賠償の責めを負うものとする。

## 火葬場地下タンク漏洩点検基準

○栃木県佐野市菰川町 578-1 佐野斎場  
灯油地下タンク（容量 10KL）

○栃木県佐野市あくど町 3330 葛生火葬場  
灯油地下タンク（容量 1.98KL）

### 1. 業務内容

関係法令に基づき、当施設内の地下タンク漏洩検査（加圧試験又は微加圧試験及び液相部リークテスト）を実施しその結果について報告する。

### 2. 提出書類

- ・ 検査結果の報告書（データ表等含む） 1部
- ・ 記録写真 1部

### 3. 安全管理

本業務実施者は、本業務を遂行するにあたり、事故のないように常に安全管理に努めること。

## 佐野斎場消防設備定期点検基準

### 1. 点検項目

消防法第 17 条の 3 の 3 の規程により消防用設備点検業務を実施する。点検内容については、消防法施行規則第 31 条の 6 の定めに従い、点検及び報告を行うものとする。

- (1) 点検回数は、年 2 回とし、外観及び機能点検を 1 回、総合点検を 1 回とし、総合点検の結果を消防長又は消防署長に報告するものとする。{報告書類作成(正・副) }
- (2) 点検結果表は、その都度 2 部作成し、1 部を市に提出するものとする。
- (3) 消耗品(表示灯電球、ヒューズ等)の交換を含む。
- (4) 点検する消防用設備については、下記消防設備詳細のとおりとする。

### 消防設備詳細

消防用設備名・器具名等	個 数	外観及び機能点検	総合点検
①消火器設備			
粉末 ABC 消火器 10 型	19 本	○	○
粉末 ABC 消火器 50 型	1 本	○	○
②自動火災報知設備			
受信機 P 型 1 級 10 回線	1 台	○	○
差動式スポット型感知器	34 個	○	○
定温式スポット型感知器	41 個	○	○
煙感知器	8 個	○	○
副受信機	2 台	○	○
表示灯・ベル(24V8mA)	2 箇所	○	○
配線点検	1 式	○	○
③非常放送設備			
非常放送設備	1 式	○	○
配線点検	1 式	○	○
④誘導灯設備			
誘導灯 B 級	5 台	○	○
誘導灯 C 級	7 台	○	○
配線点検	1 式	○	○
⑤報告書類作成(正・副)	2 部	○	○

## 葛生火葬場消防設備定期点検基準

### 1. 点検項目

消防法第 17 条の 3 の 3 の規程により消防用設備点検業務を実施する。点検内容については、消防法施行規則第 31 条の 6 の定めに従い、点検及び報告を行うものとする。

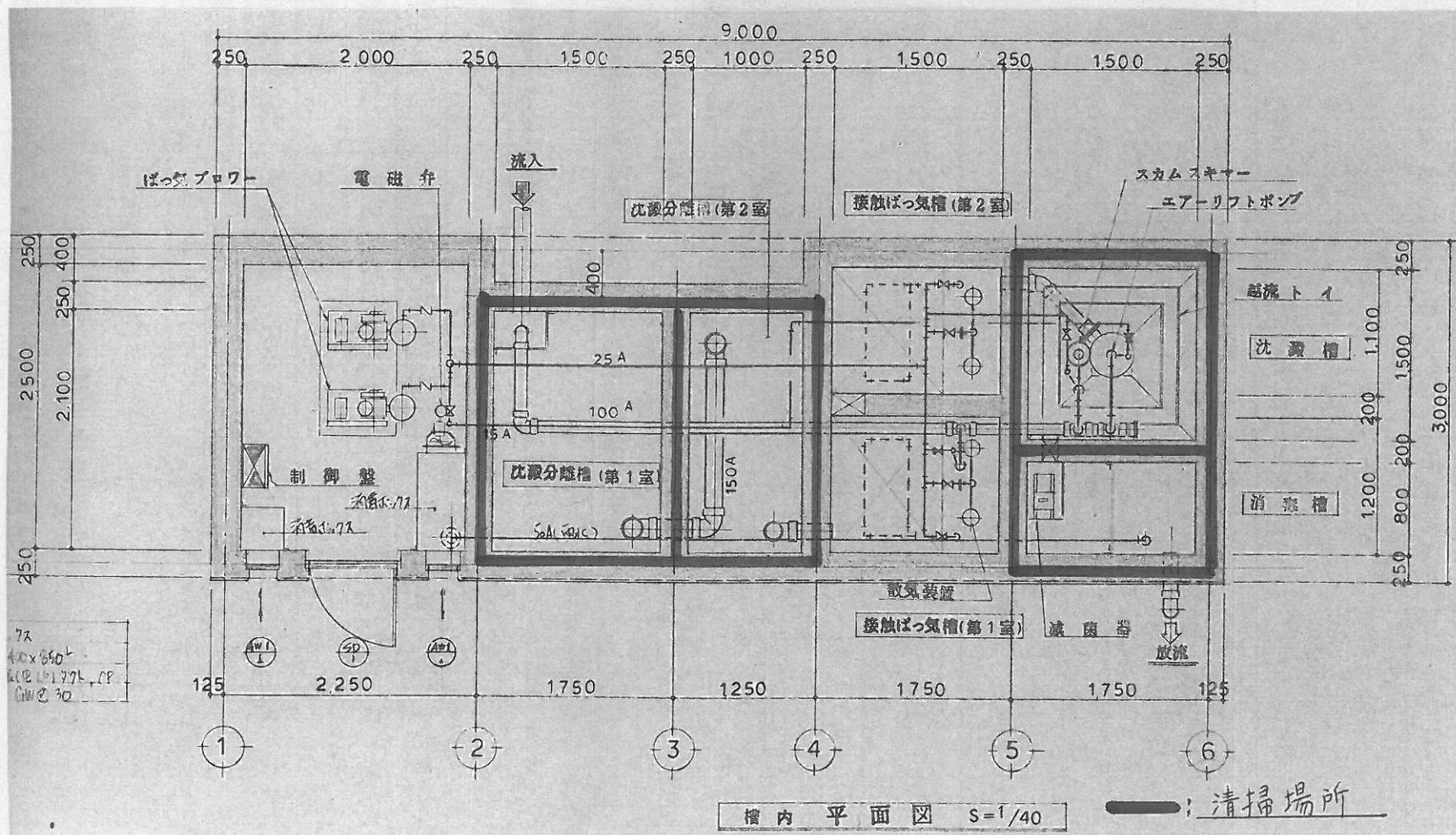
- (1) 点検回数は、年 2 回とし、外観及び機能点検を 1 回、総合点検を 1 回とし、総合点検の結果を消防長又は消防署長に報告するものとする。{報告書類作成(正・副) }
- (2) 点検結果表は、その都度 2 部作成し、1 部を市に提出するものとする。
- (3) 消耗品(表示灯電球、ヒューズ等)の交換を含む。
- (4) 点検する消防用設備については、下記消防設備詳細のとおりとする。

### 消防設備詳細

消防用設備名・器具名等	個 数	外観及び 機能点検	総合点検
①消火器設備			
粉末 ABC 消火器 10 型	1 1 本	○	○
②誘導灯設備			
誘導灯 C 級	2 台	○	○
配線点検	1 式	○	○
③報告書類作成(正・副)	2 部	○	○

別紙 浄化槽平面図

容量表			機器仕様		
箱名	仕容量	有効容量	仕容量	仕容量	仕容量
沈澱分離槽 第1室	7.00	7.00	D-91-707-	D-91-707-	25
沈澱分離槽 第2室	3.94	5.25			
接触曝気槽 第1室	2.50	4.39	換気扇	約1匹	25W
接触曝気槽 第2室	1.50	4.02			
沈澱槽	3.00	4.13			
消毒槽	0.10	3.96			



## 火葬場浄化槽維持管理基準

浄化槽法第10条第3項の規定により、佐野斎場・葛生火葬場の浄化槽の維持管理業務を実施する。

### 1. 佐野斎場

#### (1) 設備概要

処理方式	分離接触方式（合併浄化槽）	
処理能力	10立方m/日	220人槽
放流基準値	BOD 60mg/L	

#### (2) 業務内容

- ①巡回点検 3ヶ月に1回（年4回）の定期点検
- ②清掃業務 浄化槽清掃業務を実施すること。 年1回  
（沈殿分離槽第1室・第2室、沈殿槽、消毒槽  
合計17m<sup>3</sup>程度《洗浄水含む》）

※清掃する槽については、別紙13-1 佐野斎場浄化槽平面図を参照のこと。

- ③水質分析 分析項目：p h、BOD、COD、SS、大腸菌 年2回

※水質検査は年2回実施すること。

- ④放流水水質検査 浄化槽法第11条に定める放流水水質検査 年1回

### 2. 葛生火葬場

#### (1) 設備概要

処理方式	分離ばつき方式（単独浄化槽）	
処理能力	3.9立方m/日	20人槽

#### (2) 業務内容

- ①巡回点検 4ヶ月に1回（年3回）の定期点検
- ②清掃業務 浄化槽清掃業務を実施すること。 年1回
- ③水質分析 分析項目：p h、BOD、COD、SS、大腸菌 年1回

※水質検査は年1回実施すること。

- ④放流水水質検査 浄化槽法第11条に定める放流水水質検査 年1回

### 3. 報告書の提出

点検及び清掃等を実施した場合は、その都度、報告書を提出し、異常の有無を報告すること。このとき、点検内容等の分かる写真を添付すること。

## 佐野斎場 空調・衛生設備点検機器詳細リスト表

記号	品名	点検内容	台数	回数	備 考
R-1	冷温水発生器	冷暖房切替及び点検、冷暖房稼働中間点検	1台	年2回	型式 HAU-KH80EX、製造番号 07E213280-1A、灯油 灯油直焚き吸収式冷温水発生器 冷房容量281kw・80USRT、暖房容量250kw リモートスイッチ SBX-100
		簡易チューブ洗浄		年1回	
		遠隔監視サービス		通年	
CT-1	冷却塔	機能点検、清掃	1台	年2回	開放式角型クロスフロー冷却塔 型式80RT 角型低騒音型
P-1	冷却水ポンプ	機能点検(電流値、電圧値、絶縁抵抗値測定) 性能、水漏れ	1台	年2回	型式 100×80FS4K511、製造番号 P9725074 片吸込渦巻ポンプ 100A 11KW
P-2	冷温水ポンプ	機能点検(電流値、電圧値、絶縁抵抗値測定) 性能、水漏れ	1台	年2回	型式 80×65FS4K57.5、製造番号 P972505 片吸込渦巻ポンプ 80A 7.5KW
	冷暖房切替	機能点検、バルブ切替調整	1台	年2回	夏、冬
AHU-1	エアハンドリングユニット	機能点検、ロールフィルター点検 加湿フィルター清掃	1台	年2回	型式 SU-240、製造番号 AHU104-25、平成1年4月 冷房能力 58,500kcal/h、加熱能力 74,100kcal/h ロールフィルター 型式 FR-585L(1.2×20m)
		ロールフィルター交換		年1回	
AHU-2	エアハンドリングユニット	機能点検、ロールフィルター点検 加湿フィルター清掃	1台	年2回	型式 SU-120、製造番号 AHU104-26、平成1年4月 冷房能力 54,000kcal/h、加熱能力 55,500kcal/h ロールフィルター 型式 FR-585L(0.6×20m)
		ロールフィルター交換		年1回	
AHU-3	小型空調機	機能点検、フィルター清掃	1台	年2回	天井内埋込ダクトタイプ CH-80 0082 新晃工業製
AHU-4	小型空調機	機能点検、フィルター清掃	3台	年2回	天井内埋込ダクトタイプ CH-80 0082 新晃工業製
AHU-5	小型空調機	機能点検、フィルター清掃	2台	年2回	天井内埋込ダクトタイプ 冷房能力 15,700kcal/h、加熱能力 13,000kcal/h
AHU-6	小型空調機	機能点検、フィルター清掃	2台	年2回	天井内埋込ダクトタイプ CH-80 0082 新晃工業製
PC-1-1	パッケージエアコン	機能点検、フィルター清掃	1台	年2回	パッケージ型空調機、壁掛型 RAS-4010D 東芝製
PC-1-2	パッケージエアコン	機能点検、フィルター清掃	1台	年2回	パッケージ型空調機、4方向天井カセット型 SPW-SRP50B 三洋電機製
PC-2	パッケージエアコン	機能点検、フィルター清掃	1台	年2回	パッケージ型空調機、4方向天井カセット型 SPW-SP56EQ 三洋電機製
RM-1	ルームエアコン	機能点検、フィルター清掃	1台	年2回	ハウジングエアコン、天井カセット1方向型 RAP-28MS 日立製

## 佐野斎場 空調・衛生設備点検機器詳細リスト表

記号	品名	点検内容	台数	回数	備 考
RM-2	ルームエアコン	機能点検、フィルター清掃	1台	年2回	ハウジングエアコン、天井カセット1方向型 SAH-285TV2 三洋電機製
WT-1	受水槽	機能点検、内部清掃消毒(FMバルブ、ホールタップ) 簡易専用水道の定期点検(水質検査含む)	1台	年1回	FRP断熱材複合板パネル型 11t
WP-1	給水加圧ポンプ	機能点検、外部点検	1台	年1回	40×32FSGD51.5 P9725076 310L/min、3相、200V、1.5KW×2
FIL-1	滝濾過装置	機能点検、外部点検、ヘアキャッチャー清掃	1台	年1回	濾過能力 5m <sup>3</sup> /h、濾過ポンプ3. 7KW 循環ポンプ3. 7KW、滅菌ポンプ1組
OGP-1	オイルギアポンプ	機能点検、外部点検	1台	年1回	白灯油用 20×5L 0. 2×3×200、3相、200V、0. 2KW
LN-1	全熱交換器	機能点検、フィルター清掃	5台	年2回	天井埋込型 800m <sup>3</sup> /min、1φ×100V 450W
SF-1	送風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#4×170m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 2. 2KW 告別ホール Vベルト(A-107)3本
SF-2	送風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#3×135m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 2. 2KW 炉室 Vベルト(A-77)2本
SF-3	送風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#2 1/2×90m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 1. 5KW 収骨室前 Vベルト(A-64)2本
EXF-1	排風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#4×170m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 2. 2KW 特別ホール Vベルト(A-110)2本
EXF-2	排風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#3×135m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 2. 2KW 炉室 Vベルト(A-77)2本
EXF-3	排風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#2 1/2×90m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 1. 5KW 収骨室前 Vベルト(A-65)2本
EXF-4	排風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#2×55m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 0. 75KW 告別ホール Vベルト(A-55)2本
EXF-5	排風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#1 1/2×25m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 0. 4KW 機械室 Vベルト(A-47)1本
EXF-6	排風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#1 1/2×25m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 0. 4KW 霊安室 Vベルト(A-47)1本
EXF-7	排風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	SS#1 1/2×17m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 0. 4KW 便所系統 Vベルト(A-47)1本
EXF-8	排風機	機能点検、ファンベルト点検	1台	年2回	ミニシロッコファン×15m <sup>3</sup> /h、3φ×200V 0. 75KW 収骨室1, 2 Vベルト無し

## 佐野斎場空調・衛生設備定期点検基準

### 1. 点検範囲

別紙 1 4 - (1) 佐野斎場空調・衛生設備一覧表とおりに  
ただし、不具合の発生した場合は緊急点検を実施すること。

### 2. 点検内容

- (1) 冷温水発生機及び付帯機器
  - ・設備の全体的な点検・清掃及び調整・燃焼チェック
  - ・電気系統及び盤の点検
  - ・冷暖房切替及び中間点検
  - ・冷温水発生機チューブ洗浄、遠隔監視
  - ・冷却塔清掃
  - ・オイルギアポンプの機能点検
- (2) エアハンドリングユニット
  - ・機能点検、フィルター清掃
  - ・ロールフィルター新品交換
- (3) 空調機類
  - ・機能点検、外観及びフィルター清掃
- (4) 全熱交換機
  - ・機能点検、フィルター清掃
- (5) 送風機及び排風機
  - ・機能点検、ファンベルト点検調整
- (6) 受水槽
  - ・簡易専用水道における点検・清掃及び水質検査  
※水道法（第 34 条の 2）の規定によるものとする
- (7) 給水加圧ポンプ及び濾過装置
  - ・圧力及び電流値等の機能点検
  - ・濾過装置ヘアーキャッチャーの清掃

### 3. 点検報告書の提出

- ・点検結果の報告書 1 部
- ・点検内容が分かる写真 1 部

## 火葬場自動ドア定期点検基準

### 1. 保守点検対象物

- (1) 佐野斎場
- |          |        |        |    |
|----------|--------|--------|----|
| 自動ドア     | 3基     |        |    |
| 株式会社ナブコ製 | 自動扉開装置 | ES-51型 | 1基 |
|          |        | RN-51型 | 1基 |
|          |        | RS-51型 | 1基 |
- (2) 葛生火葬場
- |          |        |        |  |
|----------|--------|--------|--|
| 自動ドア     | 1基     |        |  |
| 株式会社ナブコ製 | 自動扉開装置 | LS-23型 |  |
- (W1,800×H2,134引分ドア)

扉、操作スイッチ、コントロールBOX、エンジン部配管・配線等自動扉に関する一切を含む。

### 2. 保守点検内容

年一回、機械及び付属機器の点検調整を行う。その点検の際、注油、速度等の調整、ゴムパッキン等の消耗品取替えを実施すること。

### 3. 報告書の提出

- ・点検結果の報告書 1部
- ・点検内容が分かる写真 1部

## タイヤ等消耗品交換予定表

### 1. 霊きゅう自動車タイヤ交換予定表

	佐野斎場				葛生火葬場			
	日産499		日産81		三菱416		いすゞ2261	
	夏タイヤ	冬タイヤ	夏タイヤ	冬タイヤ	夏タイヤ	冬タイヤ	夏タイヤ	冬タイヤ
令和8年度						○		○
令和9年度					○		○	
令和10年度		○		○				
令和11年度	○		○					
令和12年度								

※タイヤ規格

日産499 : 205/80R17.5

日産81 : 205/80R17.5

三菱416 : 205/80R17.5

いすゞ2261 : 205/85R16

※タイヤの交換については、あくまでも目安であり、タイヤの状況により適切に交換すること。

### 2. AED消耗品交換予定表

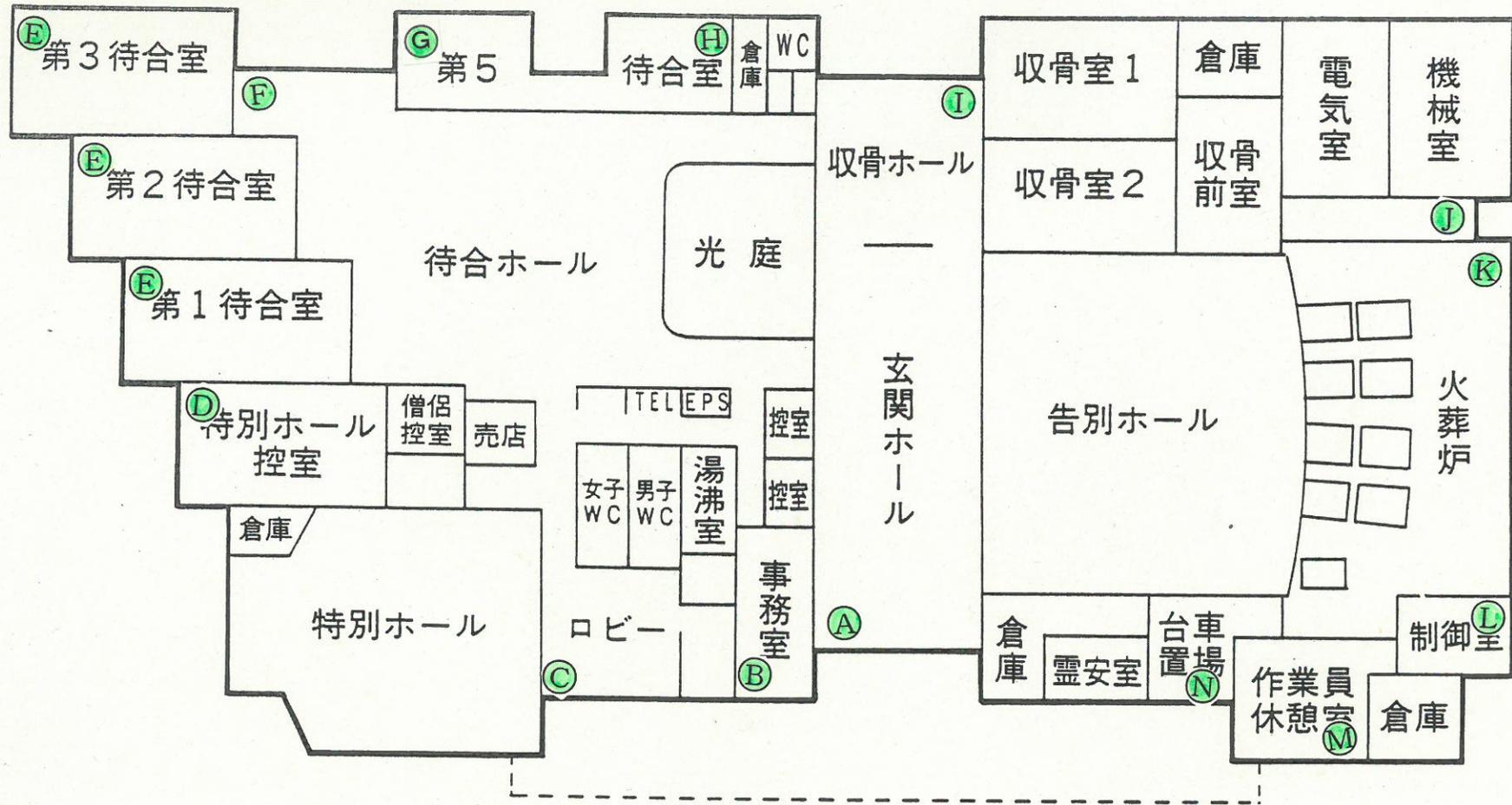
	佐野斎場		葛生火葬場	
	パッド (2年毎交換)	バッテリー (5年毎交換)	パッド (2年毎交換)	バッテリー (5年毎交換)
令和8年度				
令和9年度	○		○	
令和10年度				
令和11年度	○		○	
令和12年度		○		○

※ AED型式 日本フィリップ社 ハートスタートFRx

### 3. 消火器入替予定表

	佐野斎場		葛生火葬場	
	ABC型 10号	ABC型 50号	ABC型 10号	
令和8年度				
令和9年度	指定期間内の消火器の交換はありません。			
令和10年度				
令和11年度				
令和12年度				





(佐野斎場平面図)

## 佐野斎場機械警備基準

### 1. 目的

この業務は、警備対象物件に対する盗難、火災及びその他の被害を防止するとともに、万一事故が発生した場合には、被害を最小限に食い止め、火葬場業務の円滑なる運営を促進しようとするものである。

### 2. 警備対象物件及び所在地

名 称	佐野斎場
所 在 地	栃木県佐野市菰川町 5 7 8 - 1
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部 2 階建
敷地面積	9, 9 7 7. 4 1 m <sup>2</sup>
延床面積	1, 9 9 7. 1 2 m <sup>2</sup>
完 成	平成元年 6 月
建物面積	火葬場、斎場棟 1, 8 8 0. 9 1 m <sup>2</sup> 警報機設置は火葬場、斎場棟のみ

### 3. 機械警備の内容

#### (1) 自動警報装置

既存設備の内容は下記のとおり

侵入警報装置（人感センサー） 1 6 箇所

（玄関ホール㊿、事務室㊽、特別ホールロビー㊿、特別ホール控室㊿、第 1 ～ 第 3 待合室（3 室）㊿、待合ホール㊿、第 5 待合室洋間㊿、第 5 待合室和室㊿、収骨ホール㊿、機械室側出入口㊿、火葬炉裏作業室㊿、制御室㊿、作業員控室㊿、作業員出入口㊿）

メイン装置 1 箇所 作業員出入口㊿

火災警報装置

※既設の警報装置設置場所は別紙 17 - (1) 佐野斎場機械警備平面図参照

#### (2) 自動警報装置の保守点検

警備対象物件に設置した警報装置が適切に作動するよう定期的に保守点検を行うこと。（火災警報器を除く。）

#### (3) 警報装置の設置、撤去

警報装置の設置、撤去をする場合、市と協議のうえ決定すること。また、指定管理者が変更となる場合は、次指定管理者との引継ぎを誠実にを行うこと。

(4) 基地局までの通信方法 NTT一般加入回線

(5) 警備時間

警備対象物件が無人状態にあるとき。

なお、佐野斎場が無人状態となるのは概ね次のとおりである。

開場日 17:00～翌日8:30

休場日（友引の日、1月1日、2日） 24時間

ただし、火災は24時間監視とする。

(6) 警備員、待機所及び車両等の配置

警備員、待機所及び車両等は、盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から速やかに佐野斎場に警備員を到着させることができるようにすること。

(7) 異常確認

警備対象物件に異常事態が発生したことを確認したときは、警備員を速やかに急行させ、事態の拡大防止にあたること。

(8) 報告

月間の警備状況、警報装置の点検結果等について、報告書を作成し、遅滞なく提出すること。

#### 4. 経費負担

機械警備に係る費用一式

（自動警報機の設置、撤去にかかる費用、設置した機器等が破損した場合の修繕等費用を含む）

#### 5. 損害賠償

(1) 業務の実施に際し、指定管理者の責に帰すべき事由により対物、対人の損害を与えた場合は、次に掲げる金額を限度としてその損害賠償の責めを負うものとする。

対人賠償 1事故 10億円

1名 5,000万円

対物賠償 1事故 10億円

現金・貴重品 1事故 1,000万円

ただし、対人賠償、対物賠償あわせて1事故10億円

(2) 損害賠償につき免責事項を設けることができる。



## 葛生火葬場機械警備基準

### 1. 目的

この業務は、警備対象物件に対する盗難、火災及びその他の被害を防止するとともに、万一事故が発生した場合には、被害を最小限に食い止め、火葬場業務の円滑なる運営を促進しようとするものである。

### 2. 警備対象物件及び所在地

名称	佐野地区衛生施設組合 葛生火葬場
所在地	栃木県佐野市あくと町3330
構造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造、カラスステンレス平板葺、平屋建
敷地面積	約4,963㎡
延床面積	約368㎡
完成	昭和58年3月
建物面積	火葬場 416㎡ 警報機設置は火葬場建物のみ

### 3. 機械警備の内容

#### (1) 自動警報装置

既存設備の内容は下記のとおり

侵入警報装置（パッシブセンサー） 12箇所

① 前ホール、②玄関、③廊下1、④廊下2、⑤待合ロビー1、⑥待合ロビー2、⑦和室1、⑧和室2、⑨事務室、⑩控室、⑪裏出入口、⑫炉室

火災警報装置（熱感知器〔定温式〕） 2箇所

A：給湯室、B：事務室

コミュニケーター 1箇所 ⑪裏出入口

電源装置 1箇所 ⑪裏出入口

火災警報装置

※既設の警報装置設置場所は別紙18-(1) 葛生火葬場機械警備平面図参照

#### (2) 自動警報装置の保守点検

警備対象物件に設置した警報装置が適切に作動するよう定期的に保守点検を行うこと。（火災警報器を除く。）

#### (3) 警報装置の設置、撤去

警報装置の設置、撤去をする場合、市と協議のうえ決定すること。また、指定管理者が変更となる場合は、次指定管理者との引継ぎを誠実に行うこと。

(4) 基地局まで通信方法 NTT一般加入回線

(5) 警備時間

警備対象物件が無人状態にあるとき。

なお、葛生火葬場が無人状態となるのは概ね次のとおりである。

開場日 17:00～翌日8:30

休場日（友引の日、1月1日、2日） 24時間

ただし、火災は24時間監視とする。

(6) 警備員、待機所及び車両等の配置

警備員、待機所及び車両等は、盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から速やかに葛生火葬場に警備員を到着させることができるようすること。

(7) 異常確認

警備対象物件に異常事態が発生したことを確認したときは、警備員を速やかに急行させ、事態の拡大防止にあたること。

(8) 報告

月間の警備状況、警報装置の点検結果等について、報告書を作成し、遅滞なく提出すること。

#### 4. 経費負担

機械警備に係る費用一式

（自動警報機の設置、撤去にかかる費用、設置した機器等が破損した場合の修繕等費用を含む）

#### 5. 損害賠償

(1) 業務の実施に際し、指定管理者の責に帰すべき事由により対物、対人の損害を与えた場合は、次に掲げる金額を限度としてその損害賠償の責めを負うものとする。

対人賠償	1事故	10億円
------	-----	------

	1名	5,000万円
--	----	---------

対物賠償	1事故	10億円
------	-----	------

現金・貴重品	1事故	1,000万円
--------	-----	---------

ただし、対人賠償、対物賠償あわせて1事故10億円

(2) 損害賠償につき免責事項を設けることができる。

## 施設定期点検基準

### 1. 目的

建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく定期点検を実施し、利用者が安心して快適に利用できるよう適切に維持管理をする。また、点検により不具合を早期に発見するため指定管理者による毎月 1 回の目視点検を実施する。

### 2. 点検範囲

佐野斎場および葛生火葬場全般

### 3. 点検内容

#### (1) 建築基準法第 12 条に基づく定期点検

1 回目は令和 9 年度に実施すること。

#### (2) 目視点検（毎月）

##### 1) 施設敷地

○敷地、通路・歩道、柵・側溝、塀・フェンス・門扉、照明設備・看板、植栽、遊具、慰霊碑等

##### 2) 建物外部

○屋上、外壁、雨樋、三通窯跡

##### 3) 建物内部

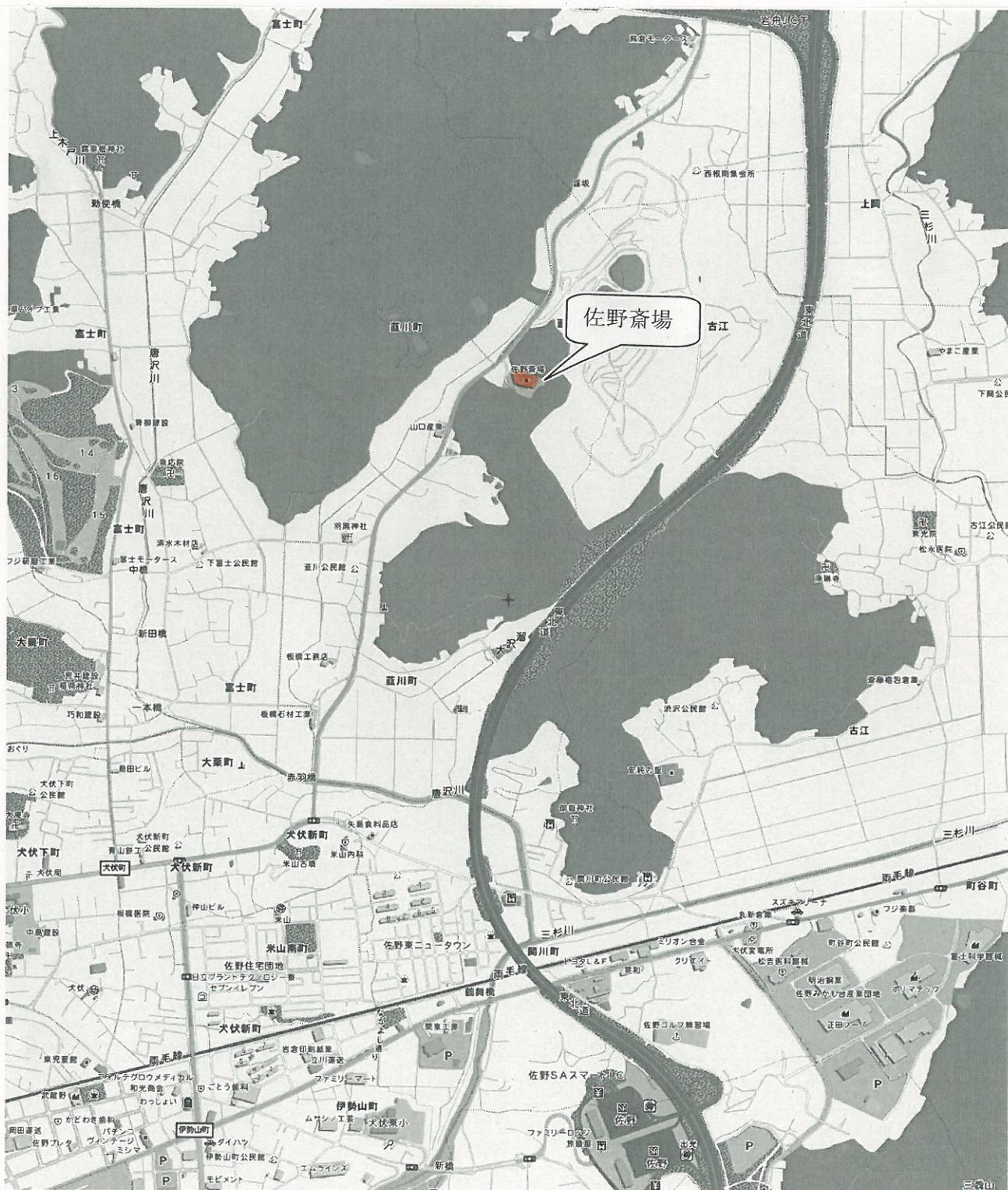
○床、壁、天井、通路、ドア・窓、分電盤、給湯室、照明器具・誘導灯・非常照明、トイレ、水道、空調、待合室・待合室ロビー

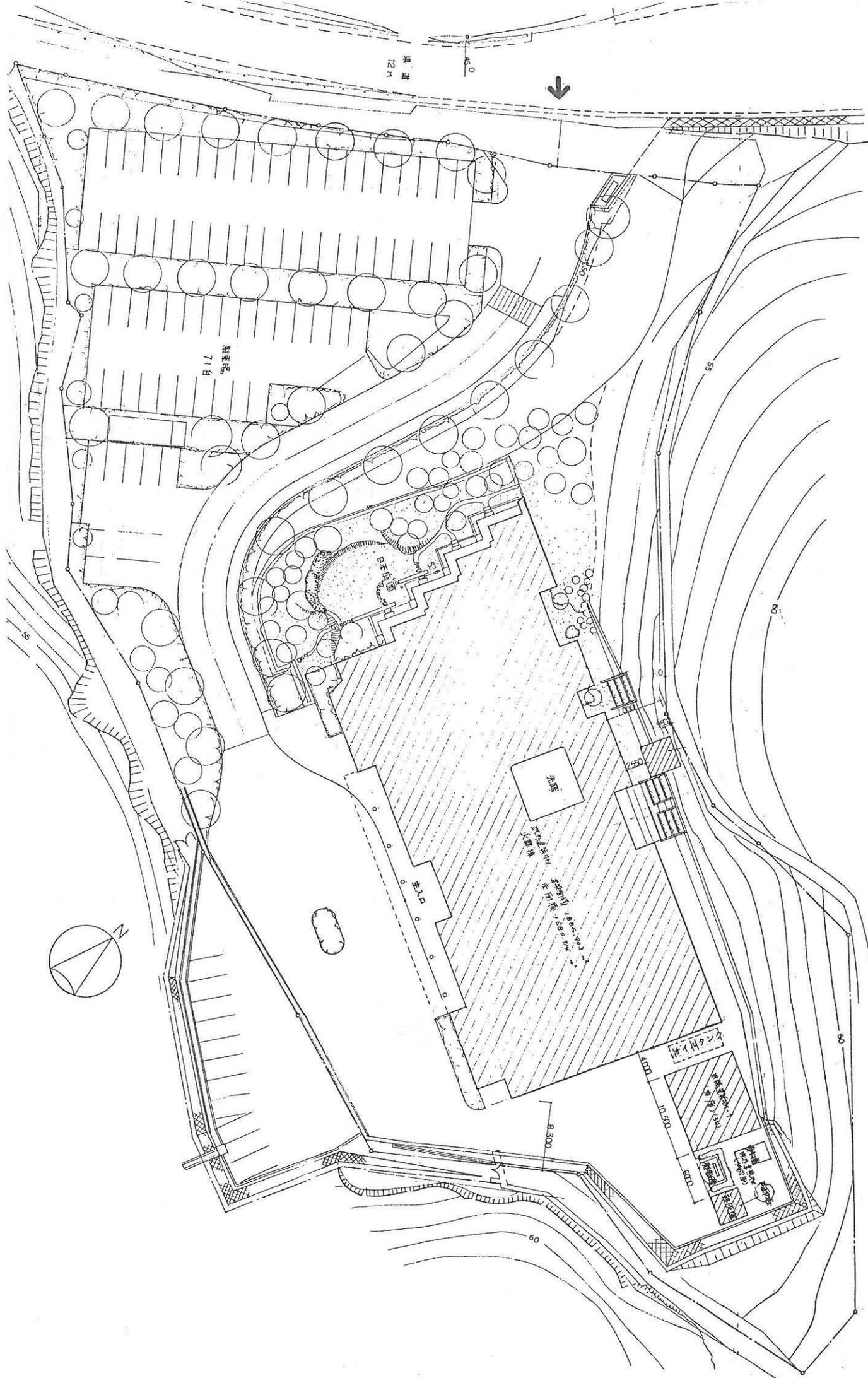
※毎月の本点検は、点検を実施可能な能力を有する者が実施するものとし、資格は問わない。

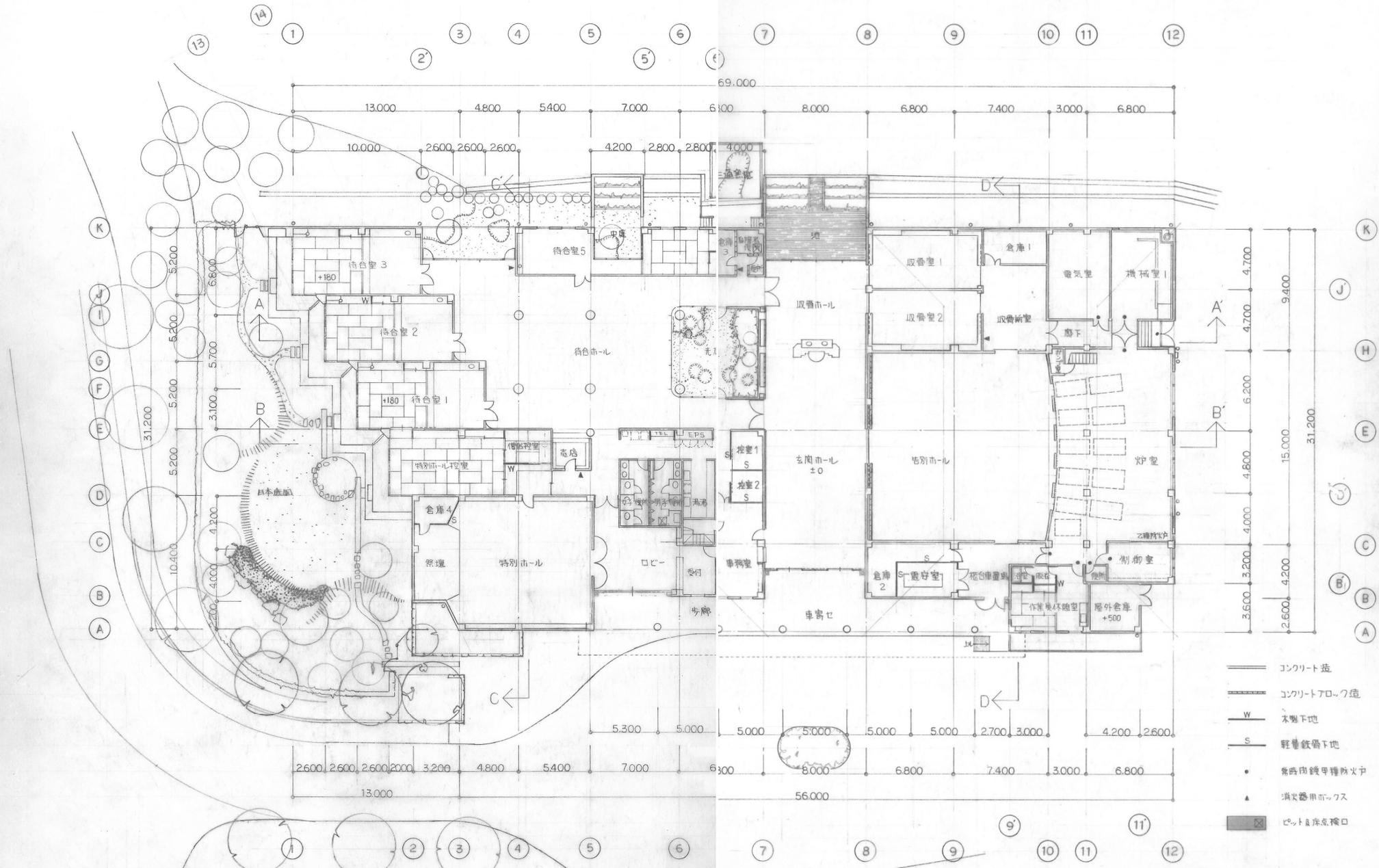
### 4. 点検結果

毎月の点検結果は施設事務所に保管するものとし、点検実施後不具合を発見したときは、直ちに市と協議し、対処すること。

# 佐野斎場位置図







- コンクリート造
- コンクリートブロック造
- W 木製下地
- S 軽金属床下地
- 常時閉鎖甲種防火戸
- ▲ 消火器取付ボックス
- ピット・床点検口

一級建築士 岡 隆 登録第12774号

備考

整理番号

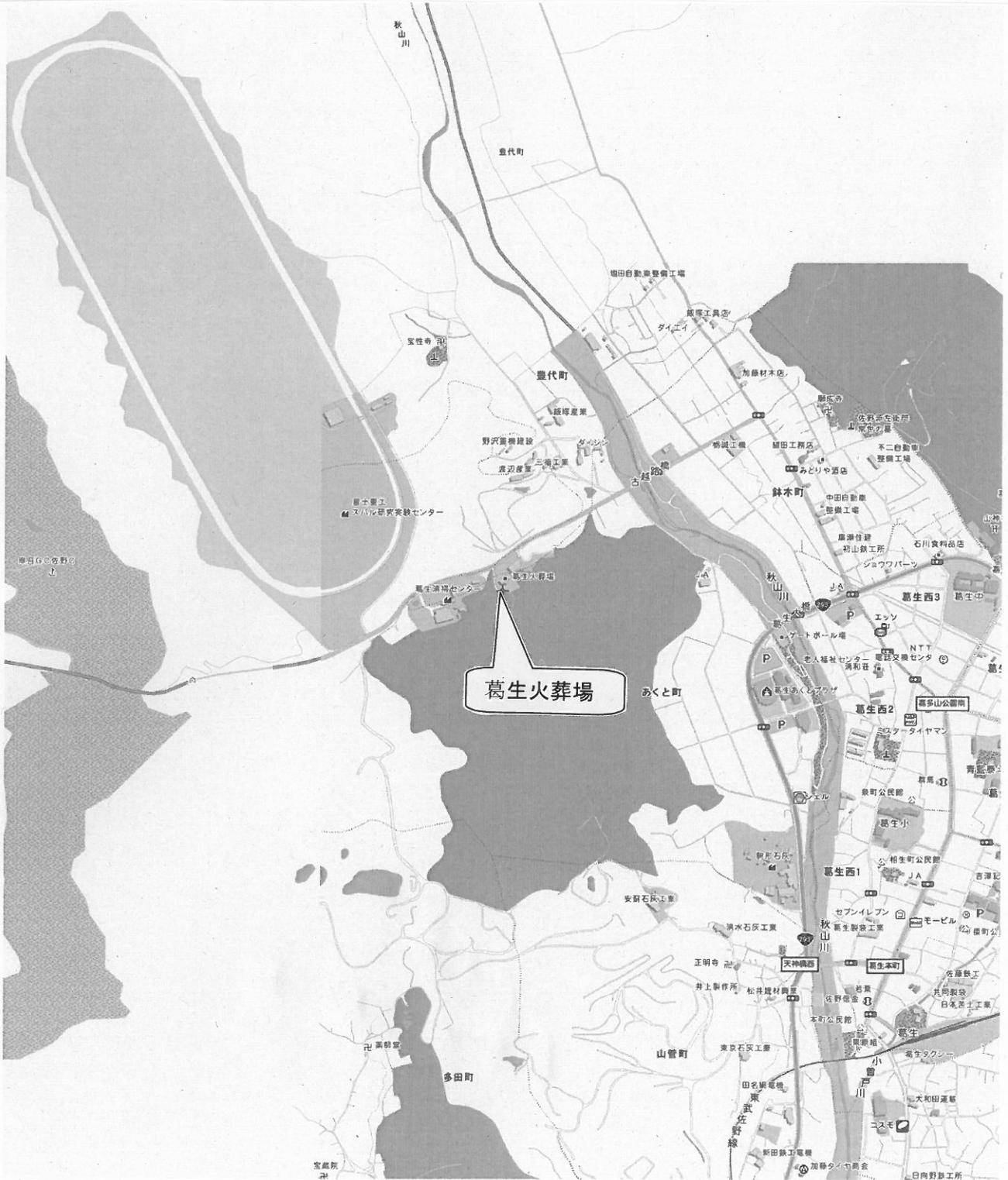
本社 TEL 03 (356)7281 FAX 03 (350)1305  
 札幌支店 TEL 011 (241)4825 FAX 011 (241)4827  
 青森支店 TEL 0177 (22)7932 FAX 0177 (22)7933  
 仙台支店 TEL 022 (272)7531 FAX 022 (233)0283  
 名古屋支店 TEL 052 (962)2746 FAX 052 (951)8978

**岡設** 計

株式会社 岡設 計  
 東京都千代田区 10 号

承認	調査	設計	設計年月日	全業	No.	工事名
岡	岡	岡	63.5	67	13	佐野地区衛生施設組合火葬場 新築工事
図面名称						1階平面図
						Scale 1/200

# 葛生火葬場位置図



葛生火葬場 敷地配置図

